
足 利 市 新 ク リ ー ン セ ン タ ー
整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 の 回 答

令和5年2月28日

足 利 市

1 入札説明書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	3	第2章	7							事業方式	貴市南部クリーンセンターの解体跡地について、事業者にて整備計画を実施し、貴市にて工事を実施されることから本事業においては解体跡地の整備費用を見込まず、価格評価の対象外と認識しております。 一方で要求水準書p.6 第2章 8 (5) では、「経済性があり、長期的な使用ができる施設」とご記載されていることから、解体跡地の計画についても経済性や費用対効果のある計画をご想定されているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 解体跡地利用の整備費については、入札価格ではなく技術審査の対象ですが、経済性に配慮して提案してください。 災害廃棄物置場としての利用については、「一般廃棄物処理施設の配置動線計画」に、広場等の利用については、「余熱体験施設の配置動線計画」に含めて提案してください。
2	4	第2章	8	(1)	③	イ				余熱体験施設の運営・維持管理業務	「なお、収入が、事業者提案での収入見込み金額の2倍以上となった年度については、その超えた分の収入の5%を市に還元することとする。」とありますが、貴市に還元する5%というのは、事業者提案の収入見込み金額より増加した分の5%という理解でよろしいでしょうか。 また、上記の質問に対する回答は次項のウにも該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第2章	10							選定スケジュール	事業者の募集・選定スケジュール（予定）中の、「提案書に関するヒアリング及び審査」と「開札、落札候補者の決定」がどちらも令和5年9月下旬と記載されていますが、提案書に関するヒアリングが行われた後、同日中に開札が行われるという理解でよろしいでしょうか。	提案書のヒアリングと開札は同日に行う予定です。
4	7	第3章	1							入札参加者の構成等	「入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。」とありますが、協力企業（下請企業）として応札グループに参画する企業に求める参加要件としては「入札説明書p.13 4 (5)」の通り「足利市の入札参加資格者名簿」に登録があることとの認識でよろしいでしょうか。	No. 8、No. 14、No. 16及びNo. 17のとおりです。
5	9	第2章	2	(1) (2)						入札参加者の構成企業の要件	令和4年9月29日に貴市HPにて公表の「実施方針に関する質問への回答No22」に類似の質問回答がありますが、本事業における設計・建設業務、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務、余熱体験施設の運営・維持管理業務における関係する業種において、市内企業の積極的な参加及び地元発注の最大化のため、市内に本社または本店を有する企業を協力企業として申請し、本事業に参加させることは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	9	第3章	2	(1)						設計・建設業務	資格を有する監理技術者の配置について構成企業の中から土木・建築工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと解釈してよろしいでしょうか。	監理技術者は、建設工事請負契約を締結した建設事業者から配置してください。 なお、土木・建築工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置することは可とします。
7	9	第3章	2	(1)	①					設計・建設業務	「本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件」のうち、余熱体験施設、管理・環境啓発施設のみの設計を行う企業の参加要件は、一級建築士事務所の登録のみでよろしいでしょうか。	本施設の建築物の設計・建設を複数の者で行う場合、少なくとも1者が記載の要件を全て満たしてください。その他の者については、担当する業務を適切に遂行できる者を選定してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
8	9	第3章	2	(1)	①					建築物の設計・建設を行う者の要件	「本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、複数の者で行う場合、1者は①ア～オの要件をすべて満たすことが必須で、それ以外の企業については「足利市の入札参加資格者名簿」に登録されていることが要件との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、各企業が担当する業務に必要な資格や登録等は必要です。
9	9	第3章	2	(1)	①					建築物の設計・建設を行う者の要件	複数の者で行う場合の監理技術者は、施工実績が最も豊富な企業から専任するとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者は、建設工事請負契約を締結した建設事業者から専任してください。
10	9	第3章	2	(1)	①	ウ				建築物の設計・建設を行う者の要件	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件において、「少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、設計または建設を担当する企業のいずれか1者がア～オの要件を満足していれば、要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	No. 8のとおりです。
11	9	第3章	2	(1)	①	ウ				建築物の設計・建設を行う者の要件	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。またその場合、証明書類として候補者の監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証を添付すればよろしいでしょうか。	止むを得ない状況下に限り、複数人の人選を可とします。契約時まで決定してください。その場合、証明書類は入札説明書等の記載に基づき、候補者全員分の資料を添付してください。監理技術者は、建設工事請負契約を締結する建設事業者から配置するものとします。
12	9	第3章	2	(1)	①	ウ				建築物の設計・建設を行う者の要件	受注実績は、特定建設工事共同企業体としての元請の実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	9	第3章	2	(1)	①	オ				建築物の設計・建設を行う者の要件	「受注実績を有すること」とありますが、様式第9号の「各業務を担当する者の要件を証明する書類」では記述が「工事実績」となっています。「…平成14年度以降に竣工し」とありますが、竣工の基準日は平成14年4月1日以降と考えてよろしいでしょうか。	基準日は平成14年4月1日とします。ただし、強化後のダイオキシン類の排出規制に対応している施設であることが条件です。
14	9	第3章	2	(1)	②					プラント設備の設計・建設を行う者の要件	「ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、複数の者で行う場合、1者は①ア～エの要件をすべて満たすことが必須で、それ以外の企業については「足利市の入札参加資格者名簿」に登録されていることが要件との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、各企業が担当する業務に必要な資格や登録等は必要です。
15	9	第3章	2	(1)	②	エ				プラント設備の設計・建設を行う者の要件	受注実績は、特定建設工事共同企業体としての元請の実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 12のとおりです。
16	10	第3章	2	(2)	①					一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件	「本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、複数の者で行う場合、1者は①ア、イの要件をすべて満たすことが必須で、それ以外の企業については「足利市の入札参加資格者名簿」に登録されていることが要件との理解でよろしいでしょうか。	本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を複数の者で行う場合、少なくとも1者が記載の要件を全て満たしてください。その他の者については、担当する業務を適切に遂行できる者を選定ください。
17	10	第3章	2	(2)	②					余熱体験施設の運営・維持管理を行う者の要件	「本事業の余熱体験施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。」とありますが、複数の者で行う場合、1者は②アの要件を満たすことが必須で、それ以外の企業については「足利市の入札参加資格者名簿」に登録されていることが要件との理解でよろしいでしょうか。	本事業の余熱体験施設の運営・維持管理を複数の者で行う場合、少なくとも1者が記載の要件を全て満たしてください。その他の者については、担当する業務を適切に遂行できる者を選定ください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
18	14	第3章	7	(2)						留意事項	設計・建設業務に係る対価について、余熱体験施設は管理・環境啓発施設との合棟であるため、それぞれの延床面積で按分する等、按分手法をご教示いただけますでしょうか。	管理・環境啓発施設は、交付金及び一般廃棄物処理事業債等の対象となりますので、交付金申請等を考慮して按分してください。
19	14	第3章	7	(2)						留意事項	一般廃棄物処理施設と余熱体験施設（管理・環境啓発施設含む）の設計・建設業務に係る対価については、建設用地内、それぞれの施工面積における外構（構内道路、門扉、外柵、雨水他）工事、植栽工事の費用を積み上げて算出する手法で問題ないか、ご教示いただけますでしょうか。	一般廃棄物処理施設と管理・環境啓発施設は、交付金及び一般廃棄物処理事業債等の対象となりますので、交付金申請等を考慮して按分してください。
20	14	第3章	7	(2)	①					留意事項	「予定価格は、現在価値換算前の実額ベースの金額である。」と記載されていますが、いつの時点（年月）での予定価格となりますか。	契約時点です。
21	15	第3章	7	(2)	⑥					留意事項	余熱体験施設の設計・建設費及び運営・維持管理費の合計において上限がございますが、その内訳（設計・建設費と運営・維持管理費の割合）については事業者の任意であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	15	第3章	7	(2)	⑥					留意事項	余熱体験施設と管理・環境啓発施設は合棟となっておりますが、余熱体験施設事業に係る対価は、管理・環境啓発施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務の対価は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	管理・環境啓発施設の設計・建設費は余熱体験施設の設計・建設費（余熱体験施設事業に係る対価）に含まれています。管理・環境啓発施設の運営・維持管理業務の対価は、余熱体験施設事業に係る対価に含まれていません。管理・環境啓発施設の建設費は、交付金及び一般廃棄物処理事業債等の対象となりますので、交付金申請等を考慮して按分できるようにしておいてください。
23	16	第4章	1	(2)						提案書の審査	委員会の委員に対し意図せず接触してしまい、失格になる可能性を避けるため、委員会の委員を公表していただけないでしょうか。	委員は非公開とします。事務局との接触も避けてください。
24	21	第5章	1	(8)	①					対面的対話の実施方法	「なお、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、入札参加者に対して個別に送付する。」とありますが、公表する内容と個別に送付する内容については、事前に協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	対面的対話の中で確認、協議します。
25	26	第6章	1	(4)						特定建設工事共同企業体協定書	参加資格審査申請書類のうち、特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）は、出資比率や分担金額等について、応募グループ内での調整期間を要することから、入札までに提出することとさせていただきます。	参加資格審査申請に間に合わない場合は、入札提出書類の提出期限までに提出することを可とします。参加資格申請時におおよその提出時期を事務局にメールで報告してください。
26	26	第6章	3							入札提出書類	提案図書3つのうち、「事業計画に関する提案書」は、「地元貢献に関する提案書」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「地元貢献に関する提案書」の誤記です。
27	26	第6章	3							入札提出書類	入札提出書類提出届及び要求水準書に関する誓約書の提出方法のご提示をお願いします。	提案書と入札書とあわせてご提出ください。
28	26	第6章	3	(3)~(6)						入札提出書類 提案図書	様式第15~18号について、各様式に記載の事業者提案を補足する資料を添付してもよろしいでしょうか。	添付資料（様式第19号）として提出ください。
29	26	第6章	3							入札提出書類	提案図書に「事業計画に関する提案書」とありますが、「様式集（Word版）」にはありません。これは「地元貢献に関する提案書」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「地元貢献に関する提案書」の誤記です。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
30	26	第6章	3							入札提出書類	提案図書概要版及び提案図書概要書の提出方法に指定がありませんが、提案図書にまとめて綴じて、提出してよろしいでしょうか。その際、提案図書、提案図書概要版、提案図書概要書の順番で1冊にまとめるという理解でよろしいでしょうか。	提案書（提案図書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版）及び提案図書概要書は、以下のとおり提出してください。なお、提案図書概要書は正副ともに同じもので提出してください。 ・提案図書、提案図書概要版、提案図書概要書で1冊 ・施設計画図書で1冊 ・添付資料で1冊
31	26	第6章	3							入札提出書類	電子データ提出用のCD-Rについて、その他正本用提出書類と同様に、表面には受付グループ名ではなく企業グループ名を記載して提出するという理解でよろしいでしょうか。	電子データは正本用1枚、副本用2枚の提出としてください。CD-Rの表面には正本用は企業グループ名、副本用は受付グループ名を記載してください。
32	26	第6章	3							入札提出書類	様式集にて指定されていない提出書類の電子データについて、PDF形式にて提出するという理解でよろしいでしょうか。	Microsoft WordかExcelでご提出ください。Microsoft WordとExcelで提出が困難なもの（図面など）はPDFで提出ください。
33	27	第6章	3	(7)						施設計画図書	足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設については、施設計画図書の提出はないと考えてよろしいでしょうか。	足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設についても、提案してください。施設計画図書までは必要ありませんが、整備概要やイメージ図程度はご提出ください。また、No. 11にあるとおり、解体跡地利用の整備費についてもご提出ください。 上記資料は、(7) 施設計画図書の⑦足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る図書としてご提出ください。整備費は、内訳までは求めませんが、税抜金額がわかるようにしてください。
34	27	第6章	3	(7)	②					外気温	売電量等の積算のために11月～4月については添付資料30で頂いていますが、同様式で5～10月の過去10年間の月別時間別平均気温をご提示願います。	添付資料30にデータを追加しました(追加添付資料30【更新版】)。時間別気温は追加添付資料30-1を用いてください。月別平均気温は追加添付資料30-2を用いてください。季節別平均気温や年平均気温は、追加添付資料30-3を用いてください。 なお、以降にも示す追加添付資料の配布希望者は、以下のアドレスまでお問合せください。 【Email】 shisetsu@city.ashikaga.lg.jp
35	27	第6章	3	(7)	②	ア	(7)	a	(f)	給排水系統の量	「(f) 給排水系統の量は、全日平均(t/h) とすること」とありますが、日平均値(t/日) で記載してもよろしいでしょうか。	日平均値での記載も可としますので、単位を明記してください。
36	27	第3章	3	(7)	②	ア	(7)	a	b	物質収支 熱収支	物質収支の蒸気・復水・給水系統と熱収支の蒸気系統・エネルギー収支の2つを提出するようにご指示頂いていますが、必要な数値を提示することを前提に、物質収支の蒸気・復水・給水系統と熱収支の蒸気系統・エネルギー収支を兼用して提出してもよろしいでしょうか。	兼用を可とします。なお、提出すべき資料を満足しているかを確認しやすいよう、兼用していることがわかるような表記の工夫をお願いします。
37	27	第6章	3	(7)	②	ア	(7)	c		用役収支	管理・環境啓発施設で必要な用役については、エネルギー回収型廃棄物処理施設の用役収支内に記載することとしてよろしいでしょうか。	余熱体験施設ではなく、エネルギー回収型廃棄物処理施設の用役として、その費用等も全てエネルギー回収型廃棄物処理施設の運営・維持管理費に含む場合は可とします。
38	27	第6章	3	(7)	②	ア	(7)	c		用役収支	電力について、「季節別外気温の設定については提案」とありますが、「添付資料30 過去10年間の月別時間別平均気温」と同様に、過去10年間の「地域気象観測所：佐野」における気温から算出した、夏季26℃(7-9月平均)、年平均15℃、冬季5℃(12-2月平均)として算出してよろしいでしょうか。	季節別外気温の設定は、提示する気温を用いてください。また、No. 34を参照ください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
39	29	第6章	3	(7)	③	サ				造成図面	提出書類の内、図面について造成計画平面図、造成縦断面図、造成横断面図とありますが、別途工事の造成工事の内容が不明なため作成ができません。上記図面の作成のために、別途工事の造成工事の設計図（造成平面図、縦断面図、横断面図）をご提示願います。	追加添付資料37を参照してください。なお、添付資料4に記載のとおり、造成天端高はすべて24.3mのフラット高で引き渡されることとなります。
40	29	第6章	3	(7)	⑥					余熱体験施設計画図書	「余熱体験施設計画図書」とありますが、これは要求水準書P152に記載されている「余熱体験・管理・環境啓発棟」として余熱体験施設だけでなく管理・環境啓発施設を含んだ図書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	30	第6章	3	(7)	⑥	イ	(7)	(キ)		全体配置、動線計画、鳥観図	「全体配置図及び動線計画図」、「鳥瞰図」については、エネルギー回収型廃棄物処理施設およびマテリアルリサイクル推進施設の図面と兼用してもよろしいでしょうか。	「全体配置図及び動線計画図」は兼用を可とします。「鳥瞰図」についても兼用を可としますが、両施設がよく確認できる角度（アングル）としてください。確認が難しい場合は個別に提出してください。なお、兼用している場合は、それがわかる目次等としてください。
42	31	第7章	3	(2)						入札書	「入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）」と記載されていますが、ご回答による年月時点（入札価格基準月）の単価（入札単価）での入札価格とするという解釈でよろしいでしょうか。	現在価値換算を行わない実額ベースで入札してください。なお、物価変動等による改定については別紙3、各契約書を確認の上、入札価格をご検討ください。
43	32	第7章	4	(3)						提案書	1冊にまとめ、とありますが、提案書と合冊にしてもよろしいでしょうか。また、提案図書概要版は添付資料と合冊にしてもよろしいでしょうか。	No. 30のとおりです。
44	32	第7章	4	(8)						提案書	基本的にはMicrosoft Wordを使用することとありますが、イラストレーター等の複数の編集ソフトを使用しているため、PDFでの提出でもよろしいでしょうか。	Microsoft Wordでの提出が困難な場合は、PDFでの提出を可とします。
45	33	第7章	5	(3)						資金調達	「入札参加者が～資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は～」とありますが、入札説明書P.3に「本事業は、DBO方式により実施する。市は本施設の設計・建設費及び運営・維持管理費に係る資金を調達する。～」とあります。資金調達を行う場合は、具体的にどのような場合を想定しておりますでしょうか。	特に想定はありません。
46	33	第7章	5	(4)						要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問（第1回または第2回）及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする」とありますが、「要求水準書に規定されている内容以外の提案」の定義については、p.3 8 (1) に記載されている業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書範囲外の提案について、可否の判断結果を公表しなければ著しく公平性が損なわれるものについては、対面的対話後に公開して頂きたく、よろしくお願います	要求水準書に規定されている内容から逸脱している若しくはその恐れがあるものについては、事前に確認してください。事業者の固有のノウハウではない提案の可否については公表します。
47	37	別紙1								本事業の事業スキームの概要	本事業スキーム図において、構成員ではない余熱体験施設の設計会社が建設事業者とJVを組む場合はどの立場に該当しますでしょうか。また、本事業スキーム図はあくまで一例であり、「9ページ2入札参加者の構成企業の要件」に則ったうえで、その構成や応札スキームは事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	構成員でなければ、協力企業としてください。本事業スキーム図はあくまで一例であり、「9ページ 2入札参加者の構成企業の要件」に則ったうえで、その構成や応札スキームは事業者の任意としてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
48	37	別紙1								本事業の事業スキームの概要	余熱体験施設運営事業者は、「単独企業orSPC」と記載されておりますが、入札説明書10頁の余熱体験施設の運営・維持管理を行う者の要件において複数の者で行う場合についても規定がなされているため、この単独企業は共同企業体なども含んだ表現と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	40	別紙3	2	(2)	① ② ③					運営・維持管理業務に係る対価	変動費として、燃料費・薬剤費等と記載されていますが、排ガス処理薬剤・飛灰処理薬剤以外は処理量（余熱体験施設は営業日数又は利用者数）に応じて増減しないため、固定費として計上してよろしいでしょうか。	処理量に応じないのであれば固定費とすることを可とします。
50	40	別紙3	2	(2)	①					運営・維持管理業務に係る対価	運営・維持管理業務委託料B①固定費用について、支払金額の平準化に配慮した提案をしてもよろしいでしょうか。	平準化に配慮した提案を可とします。支払いの方法は、入札説明書の別紙3のとおりです。
51	40	別紙3	2	(2)	①					運営・維持管理業務に係る対価料	『※3 運営事業者は…ただし、運営事業者が余熱体験施設運営事業者から光熱水費を徴収する場合には、これを運営・維持管理業務委託費Bに計上しないこと』とありますが、光熱水費のうち、各用役で有償無償が異なる場合、無償のものは委託料B、有償のものは指定管理料Eに計上するという考えでよろしいでしょうか。	余熱体験施設運営事業者から見て、無償のものは委託料B、有償のものは指定管理料Eに計上してください。
52	41	別紙3	2	(2)	②					運営・維持管理業務に係る対価	運営・維持管理業務委託料D①固定費用について、支払金額の平準化に配慮した提案をしてもよろしいでしょうか。	No. 50のとおりです。
53	41	別紙3	2	(2)	③					運営・維持管理業務に係る対価	運営・維持管理業務委託料F①固定費用について、支払金額の平準化に配慮した提案をしてもよろしいでしょうか。	No. 50のとおりです。
54	41	別紙3	2	(2)	③					利用料金等収入G	「②事業者提案事業収入」と記載されていますが、要求水準書第5章 2 (1)には「事業者提案による水泳教室開催やスタジオ等でのサービス提供料、物販、飲食物の販売による利益は、運営事業者の収入とする。」のみの記載であり、運営費に充てることとはなっておりません。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	市が事業者に対する支払については、入札説明書を正としてください。 なお、要求水準書239ページ「第5章 2 (10) ウ (ア)」の「b 当該事業は運営事業者の独立採算事業とし、事業の実施に係る費用は、全額運営事業者の負担とし、得られる収入は全額運営事業者の収入とする。」は削除とします。
55	42	別紙3	3	(1)	①					設計・建設業務に係る対価	「各会計年度の支払い限度額及び完成、出来形部分の予定額は、契約書作成時に通知する。」との記載になっておりますが、当社は工事に係る金利計算の必要があり、提案前に事前にご提示いただけませんか。難しければ、大まかの割合でもご提示いただけませんか。	落札者が決定するまで、工事費及び各会計年度の出来高等が不明なため、提示は出来ません。
56	42	別紙3	3	(1)	①					設計・建設業務に係る対価	「各会計年度の支払限度額及び完成、出来形部分の予定額は、契約書作成時に通知する。なお、令和5年度の支払限度額は0円とする。」とありますが、令和5年度以降の出来形部分の予定額および支払限度額が想定されている場合はご教示願います。	No. 55のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
57	43	別紙3	4	(1)	①					設計・建設業務に係る対価	「別紙4リスク分担表」には、「共通：物価変動；開業前の物価変動」「建設：建設費超過」が事業者負担となっていますが、本項では「建設工事請負契約書による」となっています。別紙4の物価変動及び建設費超過を含め、請負代金額を変更する場合は、建設工事請負契約書（第26条含む）に準じて対応し、本項但し書の場合は、第26条に基づき誠意をもって協議を行うとの解釈でよろしいでしょうか。また、ご回答による年月時点の入札単価に対し、入札価格基準月から12ヶ月を経過した後に物価変動が生じていた場合は、建設工事請負契約書に準じ、請負代金額の変更協議に応じて頂けるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本契約の締結前は開業前となります。
58	44	別紙3	4	(2)						改定の条件	初回の改定について、比較対象は令和5年12月末時点で公表されている最新の指標、とありますが、入札公告時点からは約1年経過していること（入札からも半年程度が経過）から、その間の物価変動が考慮されていないため、その分が事業者リスクとなっていると思料します。改定の比較対象を入札提出書類の提出期限である令和5年6月時点での指標にご変更いただけませんか。	比較対象は、令和5年12月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とします。
59	45	別紙4	共通							第三者賠償 不可抗力	本項が事業者負担又は一部事業者負担となっていますが、建設工事請負契約書に準じて対応するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	45	別紙4	共通							物価変動	リスク分担表の「開業前の物価変動」については、運営・維持管理業務に係る事業者リスクとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務、運営・維持管理業務両方に共通する事業者リスクです。

2 要求水準書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章	1	(4)						参考図書の取り扱い	「機器や諸室の追加・削除を行おうとする場合は、施設の安定稼働を前提としている場合であっても質問または対面的対話において事前に確認をする」とありますが、特に機器や諸室の追加については、提案内容を公開することとなり、競争力が著しく低下する可能性があります。また、要求水準書に記載のない機器すべてを確認するのは現実的ではありません。つきましては、例えば、要求水準書にて明確に指示されている機器や諸室（参考として記載されているものや提案可のものは除く）を削除する場合のみ確認するなど、確認が必要な項目を限定願います。	対面的対話の「入札参加者固有のノウハウに基づく部分」については公表しない方針であり、ここには提案内容も含まれるため、競争力低下の抑制が可能です。要求水準書に記載の無い機器についても、本市の望まない仕様となることを避けるため、明記を求めています。
2	2	第1章	1	(4)						参考図書の取り扱い	「機器や諸室の追加・削除を行おうとする場合は、施設の安定稼働を前提としている場合であっても質問または対面的対話において事前に確認をする」とありますが、一方で、入札説明書p.21の対面的対話の実施方法には、「対面的対話は入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない」とあります。対面的対話の位置づけとしては、入札説明書のp.21に記載の「対面的対話は入札説明書等の内容についての確認を中心とし」が正との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等には、要求水準書も含まれます。要求水準書での記述は、提案内容が本市の望まない仕様となることを避けるため、事前確認を行います。入札説明書での「入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。」とは、本市が可とする提案内容について、技術審査の得点に影響するような助言や評価は行わないということです。
3	5	第2章	4	(1)	イ					建設場所	新クリーンセンター建設工事の敷地と、足利市南部クリーンセンター跡地は、確認申請時に一体の敷地として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	都市計画決定された範囲が新クリーンセンター用地となります。同敷地を範囲として計画通知を準備する必要があります。
4	5	第2章	4	(3)						足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る業務	足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る業務の内容について、実施設計中に貴市のご要望に応じる中で、例えば建屋に追加となるなど、入札時の提案内容から大幅な設計変更があった場合、費用等について別途協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者提案は合理的かつ経済的なものとし、変更が生じない提案を求めます。
5	6	第2章	7							事業方式	管理・環境啓発施設の「運営」とはどのような内容を指しているのでしょうか。貴市の職員様との役割分担をご教示願います。	第4章運営・維持管理業務を参照ください。設備運転管理業務、清掃業務、警備業務、維持補修業務等、建築物等の保全管理業務が中心となります。環境啓発活動に関しては、基本的に本市において対応しますが、事業者に対しては必要な支援を求めます。
6	7	第2章	9		ア					敷地の範囲	河川境界線は河川区域の境界線を表しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	7	第2章	9		イ					本事業の工事範囲	「EL24.3mのフラットで粗造成を行った後に引渡となるが、引渡時点までの地盤沈下は、本事業の工事範囲とする。」とありますが、添付資料08 P.38 図4.9にて、「R5.12盛土施工終了」時に23cm程度沈下する解析結果となっています。引渡時点での地盤レベルとしては、同沈下量を考慮したEL24.1mで業者に引渡されると想定し、地盤レベルがEL24.1m以下となった場合、ご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	添付資料8のとおり、造成工事は令和4年3月から開始しており、引渡までに圧密沈下が進行することになります。また、引渡である令和5年12月時点で造成地盤高24.3mを確認した上で引き渡しますが、その後の地盤沈下は本事業の工事範囲とします。添付資料8において最終沈下量及び圧密時間の解析結果を示しておりますが、当該資料は、あくまで解析結果であり最終沈下量を保証するものではありません。本資料を参考に事業者において適正に計画してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
8	7	第2章	9		イ					本事業の工事範囲	「EL24.3mのフラットで粗造成を行った後に引渡となるが、引渡時点までの地盤沈下は、本工事の工事範囲とする」とありますが、本工事着手前にどの程度地盤が沈下するのかは予測不能であり、その程度によっては本工事の工程やコストに多大な影響があることが考えられます。そのため、万が一地盤沈下が重大な影響を本工事に与えた場合は、工期延長及び費用負担について協議願います。	No.7のとおりです。
9	7	第2章	9		イ					本事業の工事範囲	貴市にて実施されている造成工事の完了後から本工事着手までに、建設予定地からの雨水や土砂の流出を防止するための防災工事を、貴市にて実施されている造成工事にて実施されると思われませんが、その内容についてご提示願います。	造成工事は令和6年3月まで実施する予定であり、同工事において法面の維持管理、側溝内の清掃等を行います。事業者決定後に必要となる工事については、本事業範囲内とします。
10	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	電力会社が行う鉄塔基礎の補強工事及び電力会社所有地部分の盛土工事について、「工期が約7か月間で、令和6年度の実施を要望しているが、令和7年度以降となる可能性もある。」とありますが、事業者の工事実施時期と重複する場合には、具体的な実施時期及び施工計画（仮設計画等）については電力会社と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	協議は可能です。事業者において工期に遅れが生じないように調整してください。
11	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	電力会社が行う鉄塔基礎の補強工事及び電力会社所有地部分の盛土工事について、令和6年度又は令和7年度に実施されることですが、電力会社が行うための、鉄塔までの通路（「添付資料5 東電鉄塔補強工事について」のp.2にある東電鉄塔補強工事車両出入用敷鉄板想定範囲）は事業者にて整備するのではなく、貴市又は電力会社にて整備されることの理解でよろしいでしょうか。その他、東電鉄塔補強工事に関して、手続きから施工管理を含めて、事業者が実施しなければならないことがあればご教示ください。	敷鉄板は電力会社にて設置・撤去を行います。東電鉄塔補強工事に関しては、工実施に係る調整、工事費の清算などが事業者の所掌となります。
12	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	電力会社が行う鉄塔基礎の補強工事及び電力会社所有地部分の盛土工事について、「鉄塔については、管理のために昼夜問わず作業員が出入する可能性があるため、事業期間中（運営期間も含む）は公道から鉄塔まで移動できるルートを確認する。」とあり、また、「添付資料5 東電鉄塔補強工事について」のp.2にある東電鉄塔補強工事車両出入用敷鉄板想定範囲が示されていますが、これはあくまでも、電力会社が行う鉄塔基礎の補強工事及び電力会社所有地部分の盛土工事の開始時点での移動ルートを想定したものであり、新クリーンセンター建設工事及び外構工事が進捗する中で、公道から直接ではなく、敷地内の別の出入口から、構内道路を通過して移動できればよいとの理解でよろしいでしょうか。また、鉄塔まで移動できるルートの幅については作業員が通行できる程度であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、鉄塔までの幅員については、電力会社との協議によりますが、維持管理を適切に行うために必要となる車両の通行を想定してください。
13	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲で電力会社にて盛土が行われない部分については、事業者が盛土を行い、鉄塔周辺を平坦にする。」とありますが、電力会社にて実施する盛土完了時の詳細（盛土面、法面等の仕上げの仕様）及び、工事内容又は工事条件がわかる資料をご教示ください。	盛土面は添付資料4のとおり24.3mでの仕上りとなります。盛土天端は15m×15m、盛土下端は22m×22mとなり、当該範囲内で鉄塔基礎補強工事（杭の打設）を行います。工事は造成完了の引き渡し時の窪地内で施工予定です。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
14	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲で電力会社にて盛土が行われない部分については、事業者が盛土を行い、鉄塔周辺を平坦にする。」とありますが、事業者にて鉄塔補強工事が実施できないため、鉄塔から20mの範囲で事業者が行う盛土を考慮した上での補強となっているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	東電鉄塔補強工事費については現時点の概算であると想定されますが、 ①入札参加者の入札条件として、東電鉄塔補強工事費(174,180,000円)を入札金額に含めるものと理解してよろしいでしょうか。 ②本事業の契約締結後に東電鉄塔補強工事費が増額もしくは減額となった場合については、契約変更により清算いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②電力会社に対する負担金は本事業に含みます。変更は想定していません。
16	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	電力会社が行う鉄塔基礎の補強工事及び電力会社所有地部分の盛土工事について、「工期が約7か月間で、令和6年度の実施を要望しているが、令和7年度以降となる可能性もある。」とありますが、新クリーンセンター建設工事及び外構工事の工事時期と重複する場合、工期などに影響を及ぼす可能性があります。可能な限り調整を行います。電力会社が行う工事に起因して、万が一新クリーンセンター建設工事及び外構工事の工期の延長等が発生した場合には、協議願います。	事業者において工期に遅れが生じないよう調整してください。
17	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲で電力会社所有地以外の部分については、緑地、一般車両の周回道路及び駐車場としての利用は可能とする」とありますが、電力会社所有地とはどの範囲を指すのか、ご教示いただけますでしょうか。	鉄塔を含む、1辺15mの正方形の範囲を想定してください。今後杭等により明確な範囲を示す予定はありますが、現在未確定の状況です。
18	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲で電力会社所有地以外の部分については、緑地、一般車両の周回道路及び駐車場としての利用は可能とするが、建屋の利用はできないものとする」とありますが、工事期間については仮設事務所用地としての使用は可という理解でよろしいでしょうか。	建屋の設置は不可とします。
19	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	農業研修センター等解体工事において発生した11本の地中残置の中折れ杭について、「建設工事の支障となる残置杭の撤去工事は、本事業の工事範囲とする。」とありますが、建設工事の支障とならない場合においては、残置杭の撤去は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	残置杭の詳細(杭種・杭径・杭長など)がわかる資料及び正確な位置がわかるCADデータをご提示お願いします。	添付資料6に加え、追加添付資料38を参照してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
21	7	第2章	10	(2)						地質	軟弱地盤対策等が必要になる場合は本事業範囲内とするかとありますが、「添付資料8 新クリーンセンター整備に係る軟弱地盤対策検討業務委託報告書」では盛土材料により地盤破壊の検討結果が異なるものとなっております。そのため、対策工事の内容が貴市にて実施されている造成工事の施工内容により変わるため、現状では対策の内容を決定することができません。従いまして、軟弱地盤対策工事については、事業者による地質調査結果により対策工事内容を計画することとし、対策工事に係る費用及び工期については、別途協議とし、入札価格には含めないものとさせていただけないでしょうか。	本市工事の盛土材は砂質土SFとして実施中です。
22	7	第2章	10	(2)						地質	土地の形質変更届時に土壤汚染調査の指示があった場合について、再度、貴市様が調査を行われた場合を想定されているのか、ご教示ください。また、調査費用は協議とありますが別途契約にさせていただきませんか。	要求水準書のとおりとします。
23	8	第2章	10	(3)						土地利用規制	通常、河川保全区域において、①盛土・掘削等の土地の形状変更に関する行為、②工作物（コンクリート造や水槽、井戸、水路等）の新改築に係る行為には許可が必要だと認識しています。一方で、「事業者側が河川保全区域において盛土を行う場合は、河川法第55条の許可が必要」とありますが、工作物の新改築に係る行為については記述がありません。この盛土を行う以外の工作物を新築する行為については、国の許可を得られている、又は、事前協議を実施されているとの理解でよろしいでしょうか。事前協議を実施されている場合は、協議内容等がわかる資料をご教示ください。	盛土をはじめ、工作物の新改築に係る行為について、本市施工の造成工事のみ協議を行い、許可を得ています。事業者にて施工する内容については、別途許可を要します。
24	8	第2章	10	(4)	ア					敷地周辺設備 電気	東京電力パワーグリッド殿との協議内容に関して、系統連系に関わる工事については本工事の受電時期までに完了するとの理解でよろしいでしょうか。遅延の場合工期、工事費に係る新たに発生する経費は協議していただけると解釈してよろしいでしょうか。	系統連系に関わる工事を本工事の受電時期までに完了させることができるよう、調整や施工期間を十分見込んだ上で工程計画を立ててください。遅延や工事費の変更は想定していません。
25	8	第2章	10	(4)	ア					敷地周辺設備 電気	「系統連系に係る工事負担金については本市の負担」とありますが、その他（給水、電話、光通信）の負担金について、必要な場合は事業者負担となるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	9	第2章	10	(4)	ウ					敷地周辺設備 排水	「生活排水は、合併処理浄化槽による処理後、公共用水域（計画地南側水路（野田幹線））へ放流する。」とありますが、放流する配管の接続位置について、貴市のご要望があればご教示ください。貴市のご要望が特になければ事業者にて提案します。	事業者にて提案してください。
27	9	第2章	10	(4)	ウ					敷地周辺設備 排水	排水について、「そこで、生活排水は、合併処理浄化槽による処理後、公共用水域（計画地南側水路（野田幹線））へ放流する。」とありますが、市道野田町10号線の道路埋設管敷設工事を含めた公共用水域（計画地南側水路（野田幹線））への接続については、事業者にて関係官庁に必要な許可を取得した上で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、接続先は市道野田町10号線に敷設する側溝を想定してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
28	11	第3章	1	(1)	イ	(4)	e			処理条件	「小動物等はビニール等の袋で個々に梱包された状態で搬入され」とありますが、ビニール等の袋で梱包されていない小動物等は、搬入者に持ち帰って頂くとの理解でよろしいでしょうか。	小動物等について、原則ビニール袋に梱包されてきますが、犬、猫等がビニール袋に梱包されていない場合もあります。これについても、受入れ対象となります。
29	11	第3章	1	(1)	イ	(4)	e			処理条件	「小動物等はビニール等の袋で個々に梱包された状態で搬入され、」とありますが、成獣のイノシシ等のビニール以外の袋による梱包方法をご教示願います。	ビニール袋に梱包された状態で搬入されます。
30	11	第3章	1	(1)	イ	(4)	e			処理条件	「小動物等はストーカ炉において焼却処理を行う」とありますが、犬や猫などが持ち込まれた場合でも、追悼式の実施など通常の受入業務以外には対応しないのでよとの理解でよろしいでしょうか。	追悼式は不要ですが、搬入者の心情に配慮した受付対応をしてください。
31	12	第3章	1	(1)	イ	(4)	d	(a)		処理条件 不燃性粗大ごみの処理	「再生可能品は、・・・、年6回の搬出を想定すること」とありますが、運営事業者の作業内容としては、引取業者が再生可能品を選別する際の立会と搬出車両への積込みであるとの理解でよろしいでしょうか。	一時貯留された再生可能品の搬出時の作業内容については、お見込みのとおりです。運営事業者の業務には、要求水準書P112～113に記載のとおり、搬入された不燃性粗大ごみから再生可能品を選別して一時貯留する作業も含まれています。
32	13	第3章	1	(1)	イ	(4)	d	(a)		処理条件 不燃性粗大ごみの処理	「処理後の不燃残さは可能であれば業者引き取りとし」とありますが、引取業者の手配業務及び費用処理等については、貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	13	第3章	1	(1)	イ	(4)	d	(c)～(e)		処理条件	(c) 缶、(d) びん類、(e) ペットボトルはバラ状態（袋は回収済み）とありますが、それぞれの回収された袋の搬入形態及び持込み先について、ご教示いただけますでしょうか。	破袋した袋はバラで搬入されます。マテリアルリサイクル推進施設のプラットホームで引き取ることを想定してください。
34	13	第3章	1	(1)	イ	(4)	d	(g)		処理条件 紙類・布類	紙類・布類の保管に使用するかご付パレット（内寸W1,840×L1,260×H870の金属製かご付パレット）は寸法の指定があることから貴市もしくは貴市から委託される資源化業者にて準備頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
35	1314	第3章	1	(1)	イ	(4)	d	(k)		処理条件 水銀含有製品	「明治期までの古い鏡には水銀が使用されているが、明らかに新しい鏡については、ガラスとして処理することも可能とする」とありますが、明らかに新しい鏡は、不燃残渣として破碎ののち最終処分をしても良いという意図でしょうか。また、要求水準書p.142には、「新旧に関わらず鏡としてドラム缶に入れて貯留を行う」とありますが、どちらを正とすればよいか、ご教示ください。	「明らかに新しい鏡については、ガラスとして処理する」を正とします。
36	14	第3章	1	(1)	ウ	(4)	a			業務範囲 事前調査	「必要に応じて測量、地質調査等を行う」とありますが、事業者側がその必要性を判断するのは、困難かと思われます。また地質調査「等」とありますが、「等」とはどのような業務を想定されていますでしょうか。敷地の与条件が不明瞭なままで、業務内容を積み上げし金額設定しては、参加する各事業者間で入札価格にバラツキが出て、公平性が欠如すると考えます。可能であれば具体的な業務内容や想定をお示しください。	入札説明書等で提示した資料で、施設設計のための条件が不足すると想定された場合は、測量、地質調査等を行ってください。「等」の具体的な想定は現時点ではありませんが、水質の詳細項目が必要である際の分析や、電波障害に係る現況調査等を実施する場合もあると認識しています。
37	14	第3章	1	(1)	ウ	(4)	d			業務範囲 関連設備の整備等	電波障害については～の記載について、調査については貴市様がいつ実施するか、また、必要工事については別途契約と理解してよろしいか、ご教示いただけますでしょうか。	本事業の範囲内となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
38	15	第3章	1	(1)	ウ	(オ)	m			業務範囲 その他本事業に必要な すべての業務	「その他本事業に必要なすべての業務」とございますが、事業者側がその必要性を判断するのは、困難かと思われます。業務内容が不明瞭なままで金額設定するのは、参加する各事業者間で入札価格にバラツキが出て、公平性が欠如すると考えます。可能であれば具体的な業務内容や想定をお示しください。	本項目「ウ 建設事業者の業務概要」で記載したものが大部分だと想定してください。なお、貴社の経験において本項目以外のもの（その他の業務）で、入札価格にバラツキが生じそうなものがあれば入札説明書等に関する質問（第2回）で確認してください。
39	15	第3章	1	(1)	ウ	(オ)	n			業務範囲 建物内備品等の調達	「添付資料14 本市職員諸室分の主な什器備品リスト」に提示されている備品について、交換や補修に関する費用は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	16	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	「添付資料16 イノシシ・シカ搬入実績」に提示されている令和3年度のイノシシ・シカの搬入実績は合計778頭です。これに、犬や猫などは月10頭程度が搬入されるため、小動物等の合計搬入頭数は年間900頭程度として計画するとの理解でよろしいでしょうか。 また、搬入頭数が900頭程度を大幅に超過した場合（例えば令和2年度程度の小動物等が搬入された場合）、外部処理含め、必要な処理費用の増額について協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料は過去の搬入実績であり、将来の搬入量を保証するものではありません。本事業は責任施工により性能保証等を行う必要があるという事に留意してください。
41	17	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	表3-1にて計画処理量が示されていますが、ご提出させていただく事業計画等における年度別変動費の算出に用いるのは「添付資料15 年度別計画処理量」の数値でしょうか。	お見込みのとおりです。
42	19	第3章	1	(2)	オ					ごみの搬入車両の形態	表3-3 搬入車両形態等（参考）にて市有車両とありますが、ここでいう「市有車両」とは、p.54 第3章 2 (2) ア a に記載されている「直営」を指すのでしょうか。その場合、「直営、委託車両は1回計量」とあることから、本表における計量対象の欄は入場時の1回計量のみと史料致しますが、いかがでしょうか。	表3-3 搬入車両形態等（参考）は、参考として現在の状況を、p.54 第3章 2 (2) ア a は、新施設稼働時の想定を示したもので、一致はしません。 新施設稼働時は、p.54 第3章 2 (2) ア aの形となる事を想定してください。
43	19	第3章	1	(2)	キ	(7) (4)				ごみの搬入日及び搬入・搬出時間 搬入 搬出	搬入については「祝日等も同じ時間帯に搬入を行うものとする」とありますが、これは「土曜日の午前8時30分～午前11時45分」と同じ時間帯という意味ではなく、同じ曜日の搬入時間と同じ時間帯という理解でよろしいでしょうか。 また、搬出についても、搬入と同様に、祝日等も平日の同じ曜日の搬出時間帯に搬出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	20	第3章	1	(2)	ク					搬入出車両の最大仕様 表3-5 車両の最大仕様 (参考)	「10t脱着装置付コンテナ車は、主に可燃物が積載されており、ダンプにより荷下ろしする」とありますが、どのような種類の可燃ごみでしょうか。 例えば、水分が多いごみや、破砕等の前処理が必要なごみがあるようでしたら、搬入量も含め、ご教示ください。	ごみピットに直接投入できる、前処理が不要な一般的な燃やせるごみです。
45	20	第3章	1	(2)	ケ					搬入車両台数 表3-6 搬入車両台数	1日あたりのごみ搬入車両台数の最大は419台とありますが、一方で「添付資料19 搬入車両台数及び搬入量」では直近3年間の最大搬入車両台数は489台です。 最大419台が正として計画することでよろしいでしょうか。	419台は平成29年度の実績となります。 最大搬入台数は489台と読み替えますが、添付資料は過去の搬入実績であり、将来の搬入台数を保証するものではありません。 資料を参考に適正に計画してください。
46	20	第3章	1	(2)	ケ					搬入車両台数 表3-6 搬入車両台数	表3-6（令和元年度の実績）における最大搬入台数は419台、添付資料19の令和元年度における最大搬入台数は489台となっておりますが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	No. 45のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
47	26	第3章	1	(3)	ウ					計画ごみ質 表3-14 破碎・選別後 内訳	「※3 既設の粗大ごみ処理施設から焼却施設に移送する可燃物は、年間約70tで搬出量全体の約3.4%を占める。しかし、可燃物の多くは、混載の一般持込車から荷下ろしして仮置きされた可燃物であるため、可燃残さとしては1%に満たない量になる」とありますが、可燃残さの量は、年間70t/3.4%×1%≒20.6tより少ないという理解でよろしいでしょうか。また、この可燃残さについては、エネルギー型廃棄物処理施設の処理対象ごみのうち、「新リサイクル施設可燃性残さ(592t(令和10年度))」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	29	第3章	1	(3)	ク					搬入車両台数 表3-19 搬入車両台数	1日あたりのごみ搬入車両台数の最大は419台とありますが、一方で「添付資料19 搬入車両台数及び搬入量」では直近3年間の最大搬入車両台数は489台です。最大419台が正として計画することでよろしいでしょうか。	No.45のとおりです。
49	33	第3章	1	(4)						関係法令等の遵守	土木・建築工事及びプラント工事に関する関係法令等が混在して記載されていますが、それぞれの工事において関連する法令、基準・規格等が適用されるとの認識でよろしいでしょうか。(例：公共建築工事標準仕様書は土木・建築工事に適用されるものであり、プラント工事においては適用外となる等)	土木・建築工事とプラント工事で関係法令等を区別はしていません。また、例示された事項に関しても、記載された内容の認識ではありません。
50	35	第3章	1	(5)	ア	(イ)	g			設計基本数値 その他	「その他」とございますが、可能であれば想定されている業務内容をお示しください。	諸官庁申請・届出リストや、提案書の内容が基本設計に係る承諾申請図書に反映されているかのチェックリスト等を想定しています。なお、土木・建築、構造、建築機械、建築電気等の設計方針書については、(ア)施設概要に含んでください。
51	36	第3章	1	(5)	ウ	(イ)	g			実施設計承諾申請図書 その他必要な図書	「その他必要な図書」とございますが、可能であれば想定されている業務内容をお示しください。	総合仮設計画図、二酸化炭素排出量、騒音予測計算、生活環境影響調査結果との比較、見学者説明概要設備資料等を想定しています。
52	36	第3章	1	(5)	キ					工事	「建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし」とありますが、今回の工事はピーク時に駐車場が不足する為、事業者にて改造と復旧を行う前提で雨水調整池を工事期間中の駐車場として活用することは可能でしょうか。	欠損した容量を別途手法により確保すること及び構造物に影響を及ぼさないことを条件として、可とします。
53	36	第3章	1	(5)	キ					工事	「土木・建築工事の施工時期とプラント工事の施工時期により現場代理人を変更しようとする場合で、事業者として全体の施工を通じて支障のないと判断されるのであれば、現場代理人の変更を認める」とありますが、監理技術者についても同様に特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。建設工事請負契約を締結した建設事業者から配置してください。
54	38	第3章	1	(5)	ク	(イ)				安全衛生管理	鉄塔について「防護ネットや防護ゲートなどの防護施設ならびに注意標識を設置して、感電災害を防止すること。」とありますが、添付資料05「東電鉄塔補強工事費」の鉄塔工事において、ガードレール工、金網柵設置工が含まれております。したがって、鉄塔回りの防護施設・注意標識は事業者での設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	鉄塔等の損傷を防ぐため、必要な安全対策を講じてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
55	38	第3章	1	(5)	サ	(7)				別途工事との調整	「敷地内又は周辺において本市が発注した別途工事」が原因で、万が一新しくクリーンセンター建設工事及び外構工事の工事工程に影響が出た場合、工事期間の延長等について協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	適切な工事計画を立案の上、事業者において適正に進捗管理を行ってください。
56	39	第3章	1	(5)	シ	(I)				現足利市南部クリーンセンターでの焼却処理終了日	「現足利市南部クリーンセンターでの焼却を令和10年2月末頃までを見込み、さらにそれよりも前に現足利市南部クリーンセンターへのごみ搬入を終了させるため、建設事業者は本市と協議し必要のごみ処理を行うものとする」とあります。これは負荷試運転にて必要となる量のごみを、処理可能な範囲で新施設へ搬入いただく時期を協議・調整いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	現足利市南部クリーンセンターでの焼却を令和10年2月末頃までを見込むこと、さらにそれよりも前に現足利市南部クリーンセンターへのごみ搬入を終了させることを前提とする中で、いつの時期からどれだけの量を、また、いつの時期から全量を新施設へ搬入可能かを主眼においた協議を予定しています。そのため、このことを踏まえた工事工程、試運転計画の立案をお願いします。
57	39	第3章	1	(5)	シ	(I)				現足利市南部クリーンセンターでの焼却処理終了日	「建設事業者は、施設竣工2年前頃より…これに要する費用は建設事業者負担とする。」とありますが、ここでいう「施設竣工2年前頃」は貴市と協議を行う開始時期を指し、「これに要する費用」とは、試運転期間中に搬入されるごみを処理する費用と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	「現施設からの熱供給ができないときの熱供給に要する費用は建設事業者負担とする」とありますが、温水供給を足利市南部クリーンセンターからエネルギー回収型廃棄物処理施設へ切り替える時期はエネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転期間（令和10年2月頃）になると推察されます。温水供給の切替時に、熱供給配管中の水の温度が上昇するまでの間、一時的に熱の供給を止めることとなりますが、貴市にて園芸施設事業者とご調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な切替時の対応は、竣工2年前頃からの協議によります。園芸施設事業者との調整は主に本市が行いますが、説明資料の提供や場合によっては同席を求める可能性もあります。試運転開始（園芸施設への熱供給開始）から運営、維持管理に係る業務が開始するまでの間は、全ての期間において熱供給が必要になると考えてください。負荷運転を休止する期間については、供給断絶が許されない施設に対する熱供給であることを踏まえつつ、経済性に優れた代替手段を立ててください。
59	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	「（オ）試運転期間中の園芸施設への熱供給」とありますが、ここでいう試運転期間中とはごみ焼却を行う負荷試運転の期間中との理解でよろしいでしょうか。	No. 58のとおりです。
60	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	「現施設から熱供給ができないときの熱供給に要する費用は建設事業者負担とする。」とありますが、新施設に熱供給設備が整備されていない場合は熱供給ができません。「現施設から熱供給ができないとき」というのは、どのような状況を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	No. 58のとおりです。
61	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	「（オ）試運転期間中の園芸施設への熱供給」にて、「新たな取り合い点と、既設の取り合い点を結ぶ仮設管の設置についても事業者負担とする。」とありますが、園芸施設側の新たな取り合い点が完成する時期をご教示願います。また、園芸施設側の新たな取り合い点が完成する時期によっては、仮設管を設置しない対応は可能でしょうか。	事業者から施工計画の提示を受けることで、園芸施設側の新たな取り合い点の設置時期等を、検討、調整する環境が整います。新たな取り合い点の設置時期は未定です。なお、現段階で仮設管を不要とする判断はできません。
62	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	「（オ）試運転期間中の園芸施設への熱供給」にて、「新たな取り合い点と、既設の取り合い点を結ぶ仮設管の設置についても事業者負担とする。」とありますが、仮設管を設置する目的と撤去時期をご教示願います。また、仮設管の撤去は、事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。	仮設管の設置目的は、試運転期間中であっても園芸施設への熱供給を継続するためです。撤去の時期は、新たな取り合い点と園芸施設側の新たな取り合い点が接続され、かつ、新施設からの熱供給が継続的に入る環境が整った時です。仮設管の撤去は事業者範囲内とし、運営事業者による撤去も可能とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
63	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	新旧取合点を接続する仮設管について、埋設する場合は仮設管を撤去せずに残置してもよろしいでしょうか。	仮設管に有害物質が含まれず、雨水の滞留により周辺の生活環境に影響を与えない対策が可能であれば、残置も可能としますので、配管の埋設位置を示す図面を恒久的に保管してください。ただし、地上への立上り部分は撤去してください。
64	39	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への熱供給	園芸施設への熱供給の新たな取り合い点の設置時期についてご教示願います。	No. 61のとおりです。
65	40	第3章	1	(5)	ス	(ウ)				運転指導指導員	「運転指導員については、指導内容に応じて必要な資格及び免許等の経歴」とありますが、令和4年11月25日付で発行された「足利市新クリーンセンター整備・運営事業 要求水準書（案）に関する質問への回答」のNo. 65に記載の通り、指導内容に応じた資格及び免許等の経歴があればよく、特殊な資格及び免許は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	41	第3章	1	(5)	ツ					予備品・消耗品の納品	建設工事における予備品及び消耗品の納入数量については、寿命と入手期間を考慮して提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、近年、入手期間が長期化する品目が増えていきますので、それも考慮した提案としてください。
67	42	第3章	1	(7)	ア	(7)				現場管理	「12月24日～1月4日の間及びGWのごみ搬入時間帯は現南部クリーンセンターの周辺道路が大変混雑するため、資材運搬等、工事車両の通行を伴う作業は不可とする」とありますが、作業工程上必要な車両(大型車両を除く)は、車両数・車種の制限や通行ルートの制限を行うなど、ごみ搬入車の安全性を確保した上で通行可としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	43	第3章	1	(7)	ウ	(キ)				仮設工事	「本市職員用の現場事務所は、打合せができる程度の仕様とする」とありますが、想定される利用人数もしくは広さをご教示願います。	本市職員用の現場事務所の設置は不要とします。
69	53	第3章	2	(1)	キ					全体配置計画	「搬入路から出入できる取付道路」の設置は事業者範囲と理解していますが、「調整池を周回する管理道路」の設置は市様所掌工事との理解で良いでしょうか。その場合、所掌範囲の確認のため図面をご提示いただけますでしょうか。	追加添付資料39を参照してください。
70	53	第3章	2	(1)	セチ					全体配置計画	必要なスペースの確認のために市様設置の自動販売機台数をご教示いただけますでしょうか。	本市で自動販売機の設置は行わないこととしますが、少なくとも以下の2か所において事業者にて設置してください。 ・計量棟周辺の駐車スペース ・本市職員、運営事業者、見学者が利用しやすい位置
71	54	第3章	2	(2)	イ					進入から退出の手続計量	市有車両、焼却灰、飛灰処理物および不燃残さ搬出車両について、本項の計量回数と要求水準書P. 19 表3-3および表3-4の計量回数が異なります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	No. 42のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
72	54	第3章	2	(2)	イ		c			焼却灰、飛灰処理物、不燃残さ搬出車両	「小侯最終処分場で計量するため、本施設での計量無し。」とありますが、一方で、p.19、第3章、1 総則、(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本条件、カ 搬出物搬出車両形態、表3-4及びp.28、(3) マテリアルリサイクル推進施設の基本条件、オ 資源物等搬出形態、表3-17では、焼却灰、飛灰処理物、不燃残さは入場時及び退場時の計量対象となっています。さらに、運営期間中の令和28年度末には小侯最終処分場への搬出が終了されるため、令和28年度末以降は、本施設での計量を考慮しておく必要があるものと考えますがいかがでしょうか。	令和28年度末までは、No.42のとおりです。令和28年度末以降は、(2)イb資源等搬出車両を想定してください。
73	54	第3章	2	(2)	イ		d			薬剤、燃料等搬入車両	薬剤、燃料等は搬入、荷下ろし後に計量することが明記されています。薬剤、燃料等はSPC発注により、現場立会で種類や量の確認を行いますので計量棟での計量の必要はないと考えますが、計量する理由をご教示いただけますでしょうか。	計量する理由は、確実に納入量を確認するためです。現状に照らし新設稼働時の状況を想定していますが、現場立会等の方法で管理できる場合は、その方法によっても差し支えありません。
74	55	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	「水中ポンプについては全て倉庫予備を設ける」とありますが、必要な仕様を満足する範囲で、共通の倉庫予備1基以上を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	55	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	消火栓ポンプユニットは、日本消防設備安全センターの認定品を使用する必要がありますが、交互運転対応品が無いため、交互運転は行わないこととしてよろしいでしょうか。	交互運転は行わないこととしますが、非常用電源に接続してください。「消火栓ポンプユニットは、(一財)日本消防設備安全センターの認定品を使用し、非常用電源に接続すること。」に読み替えます。
76	55	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	「非常時時のみ運転するポンプについては、交互運転する。」とありますが、非常時のみに運転するポンプについても、運転時の突発的な故障対応を考えて、交互運転するという理解でよろしいでしょうか。	No.75のとおりです。
77	56 57	第3章	3	(1)	オ	(ア)				地震対策	「本施設においては、地震動対応レベルは個別建築物で設定せず、できるだけ敷地内全ての建築物で統一する」とあります。一方で、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び余熱体験・管理・環境啓発棟の耐震安全性の分類は、それぞれ以下のように分類されています。耐震設計については、以下を基本とし、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設：構造体Ⅱ類（重要度係数を1.25）、建築非構造部材A類、建築設備甲類 ・余熱体験・管理・環境啓発棟：構造体Ⅱ類（重要度係数を1.25）、建築非構造部材B類、建築設備乙類（要求水準書p.153）	お見込みのとおり、各施設で指定した耐震安全性の分類によるものとしてください。ご質問の中に「以下を基本とし、事業者提案」とありますが、本回答に基づき、要求水準書のとおり耐震設計を行ってください。なお、マテリアルリサイクル推進施設もエネルギー回収型廃棄物処理施設と同じく、構造体Ⅱ類（重要度係数を1.25）、建築非構造部材A類、建築設備甲類としてください。
78	59	第3章	3	(2)	ア	(オ)	d			ごみ計量機特記事項	「燃料・薬品搬入車の計量は2度計量を行う」とありますが、薬剤、燃料等はSPC発注により、現場立会で種類や量の確認を行いますので計量棟での計量の必要はないと考えますが、計量する理由をご教示いただけますでしょうか。	No.73のとおりです。
79	60	第3章	3	(2)	イ	(カ)	k			プラットホーム特記事項	し尿処理施設から搬入される2tダンプ車の一日あたりの想定台数をご教示願います。	表3-1の計画処理量（し渣、脱水汚泥）である779t/年を概ね標準化したものとして想定してください。
80	63	第3章	3	(2)	カ	(オ)	o			ごみピット特記事項	「確実に消火できる放水銃装置を必要数設置する」とは、ごみを最も積み上げた場合でもピット全域を消火可能な台数を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ごみを最も積み上げた場合だけでなく、ごみピットの運用として片側に寄せて積み上げた場合においても消火可能な台数を設置してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
81	65	第3章	3	(2)	ク	(オ)	c			ごみクレーン 特記事項	「ごみホッパへのごみの投入はごみクレーン1基で行えるものとし、その際の稼働率は・・・余裕をもった設計とする」とありますが、一方で自動運転時の投入作業の稼働率を33%以下とするように指示されています。 ご指示通り、自動運転時の投入作業の稼働率を33%以下であるようなクレーンを選定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ごみクレーン1基故障時においても、残りの1基により定格2炉運転が余裕をもって可能となる性能を求めています。
82	73	第3章	3	(4)	(イ)	(イ)	e	(b)		ボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホッパシュート 特記事項	「ボイラ鉄骨は各缶独立した構造とし」とありますが、独立架台より共通架台とした方が構造上強度が上がるため、水平荷重は建築構造物が負担しないことを前提に、共通架台としてもよろしいでしょうか。	対面的対話において、経済的、構造的、機能的に優位であることを確認した上で、提案を可とします。
83	73	第3章	3	(4)	ア	(イ)	e	(b)		ボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホッパシュート 特記事項	「ボイラ鉄骨は各缶独立した構造」とありますが、1号ボイラと2号ボイラを共通架台とした方が構造的に優位であることから経済的であるため、共通架台も事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	No. 82のとおりです。
84	77 78	第3章	3	(4)	ケ	(7) (イ)	d	(c) (d)		高圧蒸気だめ 低圧蒸気だめ 特記事項	「ドレン抜きを設け、点検、清掃が容易な構造とする」とありますが、高圧及び低圧蒸気だめを配管構造とした場合は法定検査を不要とすることができるため、配管構造の場合、管台等の設置については事業者提案としてもよろしいでしょうか。 また、「架台は熱膨張を考慮した構造とする」とありますが、こちらも同様に、配管構造の場合、架台を設けず配管サポートでよいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 82のとおりです。
85	79	第3章	3	(4)	コ	(I)	a			蒸気復水器 特記事項	「振動が建屋に伝わらない構造とする」とありますが、建屋内に設置する以上、機器の振動が全く伝わらない構造とすることは困難です。 一方で、実績上耐震基準を十分に満足するような架構造であれば、振動による問題が生じることはないため、「振動が建屋に伝わらない構造とする」という文言を削除していただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
86	79	第3章	3	(4)	シ					純水装置	設計に必要なため、以下水質データをご教示願います。 上水：pH、導電率、総硬度、溶解性鉄、総アルカリ度、蒸発残留物、イオン状シリカ 井水：導電率、総アルカリ度、イオン状シリカ 提示いただけるデータがない場合は、上水および井水の水質分析をさせていただいてよろしいでしょうか。	水質データはありません。 検体採取場の協力はできます。
87	83	第3章	3	(5)	イウ					有害ガス除去設備、 ダイオキシン類除去設備	付属品に記載の「反応装置」はろ過式集じん器と解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	83	第3章	3	(5)	イ	(オ)	e			有害ガス除去設備 特記事項	「配管途中での分岐、連結はしない」とありますが、「連結」とは2本を1本に合流することを意味し、例えば薬剤貯留槽出口配管とホースの接続を指しているものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	84	第3章	3	(5)	エ	(オ)	b c			無触媒脱硝設備 特記事項	アンモニア水の使用を想定された記載がありますが、使用薬剤は事業者提案可能であるため、例えば有害なアンモニアガスが生じない尿素水を使用した場合には、検知器や除害装置は設置しないでの理解でよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりですが、基本設計時の協議事項とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
90	87	第3章	3	(6)	オ					園芸施設熱供給設備	園芸施設側の保有温水量はどの程度で想定すればよろしいでしょうか。	40m ³ を想定してください。
91	88	第3章	3	(6)	オ	(オ)	b			園芸施設熱供給設備 特記事項	「11～4月の期間中は外気温が11℃を超える場合も継続して熱供給を行う。」と記載があり、添付資料30では11℃を超える場合がありますが、その場合は11℃として検討してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	92	第3章	3	(7)	ク					煙突	「外筒及び基礎は土木・建築工事に含む」とありますが、内筒についても土木・建築工事に含めるものとしてよろしいでしょうか。	内筒は、土木・建築工事に含めることも可能としますが、契約不適合責任はプラント工事の3年を適用します。
93	94	第3章	3	(8)	エ	(オ)	d			灰ピット 特記事項	「灰ピット隅角部は面取りとし、灰クレーンでピット内全域をつかむ事が可能な構造とする」とありますが、ピットの隅角部を面取りすると面取り部分においてバケットでつかめない範囲が発生してしまいます。面取りの実施により施工コストも増加することから、他のごみピット・飛灰処理物ピットと同様に隅角部の面取りは実施しないものとしてよろしいでしょうか。	灰クレーンバケットの形状に応じて、必要な灰ピット隅角部の面取りを行い、つかみやすい構造とします。ごみピットや飛灰処理物ピットについても、同様にバケット形状に応じたピット構造とします。
94	99	第3章	3	(10)	ア	(ウ)				給水設備 共通事項	「エネルギー回収型廃棄物処理施設において上水や井水を一括受水後、マテリアルリサイクル推進施設や余熱体験施設へ配水することを基本とする」とありますが、上水については、水道局の了承を得た上で、取り合い点から敷地内で配管を分岐させ、各施設で受水する計画としてもよろしいでしょうか。また、井水についても、各施設で井戸及び受水槽を設置してもよろしいでしょうか。	水道管理者の了承の上、事業者において、経済性があり災害時等にも支障がないと判断される場合は可とします。
95	99	第3章	3	(10)	ア	(ウ)				給水設備 共通事項	「エネルギー回収型廃棄物処理施設…提案も可能とする」と記載されていますが、経済性があり災害時にも支障がない場合、水道局の了承を得ることを条件に、取り合い点から直接各施設の水槽へ配水することも可能でしょうか。	No. 94のとおりです。
96	100	第3章	3	(10)	エ	(オ)	d			機器冷却水冷却塔 特記事項	「停電対策を講じる」とありますが、非常用負荷に加えるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	100	第3章	3	(10)	エ	(オ)	d			機器冷却水冷却塔 特記事項	「停電対策を講じる」と当該箇所のみ特記があります。通常他設備と同様の非常電源によるバックアップ対策で「停電対策を講じる」との理解でよろしいでしょうか。	No. 96のとおりです。
98	101	第3章	3	(11)	ア	(イ)				排水処理設備 共通事項	「一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の生活排水は、それぞれ設置する合併処理浄化槽で処理する」とありますが、機能を満足することを前提に、経済性に配慮した上で、浄化槽は1槽のみとしてもよろしいでしょうか。	それぞれの施設の供用年数が異なることが想定されるため、要求水準書のとおりとしてください。
99	101	第3章	3	(11)	ア	(イ)				排水処理設備 共通事項	浄化槽について、「一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の生活排水は、それぞれ設置する合併処理浄化槽で処理する。」とありますが、一般廃棄物処理施設に含まれる管理・環境啓発施設は余熱体験施設と合棟となるため、管理・環境啓発施設の生活排水を余熱体験施設の浄化槽に排水することは可能でしょうか。	No. 98のとおり、合併浄化槽をそれぞれ設置する前提で、提案を可とします。
100	103	第3章	3	(12)	ウ	(オ)	b			環境集じん装置 特記事項	「集じんダストは焼却処理又は薬剤処理を行う。」とありますが、集じんダストの対象物が処理飛灰の場合は灰ピットへ直投する提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
101	105	第3章	3	(12)	ケ	(オ)	a			場内案内説明システム 特記事項	「場内見学者コース順のポイント毎に、映像、音声、視覚効果等を利用した説明、案内システムを設ける。」とありますが、経済性および費用対効果を考慮し、各ポイントにおける説明、案内システムは事業者による提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書と同等以上の説明、案内システムであることを前提に、提案を可とします。
102	110	第3章	4	(2)	エ	(カ)	m			ごみピット 特記事項	煙感知器とありますが、他に有効な方法がある場合は、他の方式を用いてもよろしいでしょうか。	他の方法の提案は、対面的対話での確認事項とします。
103	113	第3章	4	(3)	ア	(オ)	a			受入貯留ヤード 特記事項	「有効貯留量は、施設規模の8日分(80m ³)以上」とありますが、p.26の表3-14及び表3-15に提示されている保管量及び単位体積重量から算出される貯留量(施設規模の8日分)は、1.5t/日÷0.13t/m ³ ×8日=92.3m ³ となるため、有効貯留量は93m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	113	第3章	4	(3)	ア	(オ)	j			受入貯留ヤード 特記事項	「危険物、処理困難物は…委託処理を行うものとする。」とありますが、p.211 2 (7) イ (オ)には、事業者は搬送車の積込までとあることから、委託処理は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	114	第3章	4	(3)	ウ	(オ)	a			不燃性粗大ごみストックヤード 特記事項	「有効貯留量は、施設規模の7日分(70m ³)以上」とありますが、p.26の表3-14及び表3-15に提示されている保管量及び単位体積重量から算出される貯留量(施設規模の7日分)は、1.5t/日÷0.13t/m ³ ×7日=80.8m ³ となるため、有効貯留量は81m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	115	第3章	4	(4)	イ					手選別作業ヤード	「金属」とは「添付資料20 ごみ搬入形態と保管状況の写真(参考)」にあるように、「鉄くず・スクラップ」のこととの理解でよろしいでしょうか。 また、「添付資料15 年度別計画処理量」には、「小型家電」「金属・コード類」「アルミ類」「選別残さ」と4種類に分類されていますが、正しくは「小型家電」「金属」「コード類」「有害ごみ」「危険物」「袋(可燃物含む)」の合計6種類へ選別するとの理解でよろしいでしょうか。また、「添付資料15 年度別計画処理量」には「金属・コード類336t/年」と「アルミ類15t/年」が別々に記載されていますが、アルミ類を別途選別回収するというわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	119	第3章	4	(4)	コ					小型家電貯留設備	小型家電用の脱着式コンテナの容量をご教示願います。	コンテナ外寸で幅3,650mm×2,050mm、高1,730mmとなります。
108	120	第3章	4	(4)	コ					小型家電貯留設備	「脱着式コンテナに貯留する」とありますが、コンテナは搬出業者にて準備頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	120	第3章	4	(4)	サ	(イ)	a			金属、コード類貯留設備 特記事項	「容量は、7日分(80m ³)以上」とありますが要求水準書P.26表3-14にて金属・コード類の保管量が7日分で11.9tとなっており、同頁表3-15の単位体積重量から算出される貯留量は、11.9t/7日÷0.25t/m ³ =47.6m ³ となるため、容量は48m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
110	125	第3章	4	(6)	ア	(オ)	a			びん類受入貯留ヤード 特記事項	「有効貯留量は、施設規模の3日分(126m ³)以上」とありますが、p.11の施設規模及びp.25の表3-13の単位体積重量から算出される貯留量(施設規模の3日分)は、4.9t/日÷0.14t/m ³ ×3日=105m ³ となるため、有効貯留量は105m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	128	第3章	4	(7)	ア	(オ)	a			ペットボトル受入貯留 ヤード 特記事項	「有効貯留量は、施設規模の3日分(264m ³)以上」とありますが、p.11の施設規模及びp.25の表3-13の単位体積重量から算出される貯留量(施設規模の3日分)は、1.8t/日÷0.025t/m ³ ×3日=216m ³ となるため、有効貯留量は216m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	132 133	第3章	4	(8)	ア ウ	(オ)	b a			プラスチック製容器包 装受入貯留ヤード プラスチック製容器包 装ビット 特記事項	「有効貯留量は、施設規模の3日分(863m ³)以上」とありますが、令和3年7月に実施されております「(仮称)足利市新クリーンセンターの整備に係る発電設備導入検討等の調査」の「設計条件等説明書」の中でプラスチック製容器包装の施設規模11.5t/日に対し施設規模の3日分として863m ³ となっていることから、ビットでの圧密を考慮し0.04t/m ³ で有効貯留を算出されていると理解し、要求水準書の施設規模12.9t/日の場合、有効貯留量は968m ³ 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	142	第3章	4	(9)	キ	(オ)	a			水銀含有製品ストック ヤード 特記事項	「有効貯留量は、ドラム缶2本を保管できる面積を確保する」とありますが、一方で、p.26の表3-14,15に提示されている保管量及び単位体積重量から求まる容量は0.39t÷0.43t/m ³ ÷0.91m ³ となり、ドラム缶2本分である0.4m ³ と数値が合いません。表3-15は参考値であるため、本項で示されているドラム缶2本を保管できる面積を確保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ドラム缶5本を保管できる面積とします。
114	149	第3章	4	(13)	エ	(オ)	a			場内案内説明システム 特記事項	「場内見学者コース順のポイント毎に、映像、音声、視覚効果等を利用した説明、案内システムを設ける。」とありますが、経済性および費用対効果を考慮し、各ポイントにおける説明、案内システムは事業者による提案とさせていただきますでしょうか。	No.101のとおりです。
115	152	第3章	5	(5)	イ	(キ)				施設の規模、構造	プール排水を公共用水域へ直接放流する提案も可能とのことですが、「残留塩素が低濃度となっていることを確認」という条件が示されています。排水水質基準に残留塩素濃度の基準値がないため、一般的なプールの水質基準の遊離残留塩素濃度(厚労省通知「遊泳用プールの衛生基準」に記載の0.4~1.0mg/L)程度であれば、低濃度と扱ってよろしいでしょうか。	文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」では、プール排水について脱塩素を求めています。2005年3月群馬県水産試験場研究報告の松田成弘・信澤邦宏「遊離残留塩素が魚類に及ぼす毒性について」によれば、遊離残留塩素濃度が0.1mg/Lの場合、アユ6尾中4尾が10時間以内に死亡しています。このため、遊離残留塩素濃度は0.1mg/L未満とします。
116	153	第3章	5	(5)	イ	(ク)				施設の規模、構造	「電気はエネルギー回収型廃棄物処理施設から高圧受電。」とありますが、電気容量が過大でない場合、配電設備の設置、配線工事の効率を考え、低圧受電を提案することは可能でしょうか。	提案を可としますが、低圧/高圧受電は、受注後の基本設計において電気容量等を確認し、協議の上決定とします。
117	157	第3章	5	(5)	キ	(ケ)				足利市南部クリーンセ ンター解体跡地に整備 する屋外施設	「災害発生時には、避難者が駐車場で車中生活を行う可能性があるため、避難者が水やお湯、電気などを屋外でも使用できるようにする。」とありますが、避難者への供給方法にご指定があればご教示いただけますでしょうか。	供給方法に指定はありません。一時避難所であることに鑑み、過大とならない提案をしてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
118	157	第3章	5	(5)	ク	(ウ)				管理・環境啓発施設 表3-36	用語の定義で屋外施設は足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する広場、遊歩道、緑地等をいうと定義されていますので、表中の屋外施設は管理・環境啓発施設に付帯する駐車場、駐輪場と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	158	第3章	5	(5)	ク	(コ)				管理・環境啓発施設 共用スペース	「多機能トイレ、男子便所、女子便所を計画する。」とありますが、余熱体験施設の利用者及び管理・環境啓発施設の見学者の共用スペースにおいて、利便性を考慮することを前提として、多機能トイレ、男子便所、女子便所は1か所に集約する計画としてもよろしいでしょうか。	原則別々に設置してください。利便性を損ねずに設置目的が達成できると認められる場合は可とします。
120	159	第3章	6	(1)	ア	(7)				電気設備 共通事項	「VCTは兼用可能（電気事業者所掌で費用は按分）であることを東京電力パワーグリッド株式会社との事前協議で確認済みである。」とありますが、東京電力パワーグリッド株式会社との事前協議回答をご開示願います。	開示は行いませんが、ご質問の事項は確認済みです。
121	159	第3章	6	(1)	ア	(7)				電気設備 共通事項	売電用の電力量計、VCTの按分費用は工事負担金に含めて請求されるため、貴市様にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、設置スペースを本工事において確保してください。必要スペースは、基本設計時に電力会社と協議のうえ決定してください。
122	160	第3章	6	(1)	エ					高圧配電設備	「本設備は、各負荷に配電する設備で、…電気室に設置する」とありますが、余熱体験・管理・環境啓発棟の高圧配電設備は、延床面積の有効利用のため、屋内ではなく屋上等の屋外へ配置してもよろしいでしょうか。	下記を考慮することを前提に、提案を可とします。 ・建設費のみならず、維持管理及び解体・廃棄等の費用を含む設計耐用期間等の観念に照らして、経済性に優れていると認められること。 ・機器及び基礎の重量、位置について問題のないこと。 ・油入機器を使用する場合は防油堤の設置等、消防との協議確認のこと。 ・保護さく、へい等の設置、危険表示等対策のこと。 ・雨水の盤への吹上げ、基礎の上面の水だまり対策、他、盤の保守性等考慮のこと。 ・屋外や屋内の窓等からの見た目について、対策が施されていること。
123	167	第3章	6	(1)	キ	(7)	d	(c)	viii	発電機遮断器盤、励磁 装置盤 必要な計器	高圧遮断器は全て低サージ型とし、開閉時のサージ対策を不要としますので、サージアブソーバーを省略してよろしいでしょうか。	ご質問のシステムの場合は、省略を可とします。
124	170	第3章	6	(1)	ス					電気設備 その他	「新施設においても～本工事にて当該制御盤を南部クリーンセンターから撤去・運搬・据付すること。」とありますが、撤去に際し搬出を可能とする為の盤の処置（既存配線の解線、養生等の工事）と移設後の小俣最終処分場からの通信線の配線工事、盤機能の復元（システム立上げ試運転）も事業者の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	179	第3章	7	(1)	ア	(7)				工事範囲	「造成工事および雨水調整池工事は別途工事を行った上で引き渡す。本工事においては別途工事で実施した工事で降の舗装、仕上げ等を実施する。」とありますが、引渡し時の造成および雨水調整池の状態（管理道路、柵、仕上げ等）をご提示いただけますでしょうか。できれば、図面もしくは仕様書でのご提示を希望致します。	追加添付資料39を参照してください。
126	179	第3章	7	(1)	ア	(7)				工事範囲	「鉄塔から20mの範囲の鉄塔補強及び盛土は…本工事にて実施する」と記載されていますが、要求水準書P.7 (1)本事業の内容に記載の通り鉄塔基礎の補強工事は電力会社が実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
127	180	第3章	7	(1)	ア	(イ)	b			測量及び地質調査	土壌抵抗、若しくは接地抵抗に関する調査データが有れば開示いただけないでしょうか。 また既設南部クリーンセンター、農業研修センター等の接地極埋設に関する図面が有りましたら、ご開示いただけないでしょうか。	追加添付資料40を参照してください。
128	185	第3章	7	(2)	エ	(イ)	c			構造計画 基本計画	「主要なブランチ機器は自立構造、又は独立した鉄骨で支持し、地震時等の水平荷重は建築構造部材へ負担させない計画」とありますが、炉体鉄骨も該当すると考えています。「自立構造、又は独立した鉄骨で建物基礎で支持する」または「基礎も独立した基礎とする」のいずれをお考えなのかご教示願います。	お見込みのとおり、炉体鉄骨も該当しますが、「自立構造、又は独立した鉄骨で建物基礎で支持する」か、「基礎も独立した基礎とする」かは、建築物を含む施設全体の構造安全性を計画の上、事業者にて提案されることを想定しています。
129	185	第3章	7	(2)	エ	(イ)	a			構造計画 躯体構造	「重量機器及び振動発生機器類を支える上部架構は、SRC造あるいはRC造」とありますが、貴市が想定する重量機器及び振動発生機器類をご教示願います。	ごみクレーン、蒸気タービン、蒸気タービン発電機を想定しています。なお、蒸気復水器も重量機器及び振動発生器類との認識ですが、躯体構造は、P79にある蒸気復水器特記事項の内容を遵守する前提で事業者提案とします。
130	189	第3章	7	(2)	ク	(イ)	c			電気室	「床面はフリーアクセスフロアとし、」とありますが、全面フリーアクセスフロアとせず高圧盤、変圧器盤などの重量盤設置エリアでは床にケーブルピットを設ける方式を提案することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
131	189 190	第3章	7	(2)	ケ	(7)				本市が使用する諸室の概要	「管理・環境啓発施設内に…書棚、机、椅子等の必要な備品を完備する。」とありますが、「添付資料14 本市職員諸室分の主な什器備品リスト」以外の貴市職員が自ら使用するPC・事務用品等の購入や更新は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	191	第3章	7	(3)	ア					土木工事及び外構工事 一般事項	「造成工事終了後から本工事（現地工事）着工まで…仮囲いを行うなどして適切な敷地管理を行う。」とありますが、仮囲いは本工事の着手までに設置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	造成工事終了後から本工事着工までの敷地管理等は、建設事業者にて実施することになっていきますので、事業者が想定する適切な時期に設置してください。
133	200	第4章	1	(1)	エ	(7)				運営事業者の業務範囲	「運営事業者は…（鉄塔を除く）に関する維持管理を行う。」とありますが、「鉄塔を除く」とは、「鉄塔を含めた電力会社の管理範囲を除く」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	200	第4章	1	(1)	エ	(3)				運営事業者の業務範囲	「運営事業者は、…研修室等の利用を許可する。」とありますが、当該研修室等の貸し出しに関する必要業務についてはp.219 第4章 2 (12) エ (4) と同様に貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。 その場合、事業者側で対応することを想定されている業務内容をご教示ください。	研修室等の運用は本市所掌となります。 事業者においては、警備や清掃等、運用以外の業務を想定してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
135	200	第4章	1	(1)	エ	(ウ)				運営事業者の業務範囲	「運営事業者は、非常災害等の発生に際し、一時的な避難者(…)の受入れなどの地域防災への貢献を行うこととするが、費用の清算は予定していない。」とありますが、一方で、p.220第4章2(12)オ(エ)に「非常災害等の発生に際し、一時的な避難者の受入れなど地域防災への貢献を行う。地域と協力して開設・運営体制を確保する。なお、本対応は運営事業者が協力要請の範囲で行うものとし、費用が大きく必要となる場合は本市と協議して取り扱いを定めるものとする。」とあります。後者を正と理解してよろしいでしょうか。また、「協力要請の範囲」について、想定されている内容があればご教示ください。	地域防災への貢献であり、費用の清算は予定していません。非常時における共助の取り組みとして捉えてください。本施設では、非常災害時に避難空間を提供しますが、物資の配給はありません。協力要請の範囲について明確に定めていませんが、避難所の開設・運営に係る出役及び用役などを想定してください。
136	201	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「本施設の運営(試運転期間を含む)に必要な車両、重機等は運営事業者が用意すること。」とありますが、建設事業者にて用意しても構いませんかでしょうか。	建設事業者において用意しても差し支えありません。ただし、運営期間中に故障等により使用が困難となった場合は、運営事業者で再購入、リース等により対応してください。
137	201	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「本施設の運営(試運転期間を含む)に必要な車両、重機等は、運営事業者が用意すること。」とありますが、整備で納入し、運営・維持管理業務で、更新、維持管理とすることに変更いただけますでしょうか。	No.136のとおりです。要求水準書の変更はしません。
138	202	第4章	1	(3)	ケ					車両等	搬出車両は持参した空の各種パレット等を積載して入場し、搬出物の入った各種パレット等を交換して搬出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	202	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「また、各種パレット、コンテナ、フレコンバッグ、かご、かご付パレット、ドラム缶等の用意、維持管理についても運営事業者の所掌とする。」とありますが、整備で初期納入し、運営・維持管理業務で、更新、維持管理とすることに変更いただけますでしょうか。	建設事業者において用意しても差し支えありません。ただし、運営期間中に故障等により使用が困難となった場合は、運営事業者で再購入、リース等により対応してください。要求水準書の変更はいたしません。
140	203	第4章	1	(4)	ア	(ウ)				運営モニタリング確認項目	確認項目に「財務状況の確認」が含まれますが、これは基本契約書(案)第7条7項に規定の「各事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を、各事業年度終了後3か月以内に発注者に提出」することで確認されると理解してよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)第75条の内容確認を想定しています。
141	206	第4章	2	(4)	イ	(イ)				ごみ処理手数料の収納など	貴市様の指定金融機関へ公金納付書と共に窓口で納付した場合、振込手数料は免除される理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、振込手数料は運営事業者負担となります。
142	206	第4章	2	(4)	イ	(ウ)				ごみ処理手数料の収納など	「本市は、ごみ処理手数料の滞納者に対し、搬入制限を行うことがある。運営事業者は、本市の指示のもと、その対応に協力する」とありますが、計量窓口での料金徴収以外の業務、特にごみ処理手数料の滞納者への督促や、後納制利用者への料金請求等については、貴市にてご対応頂けると理解してよろしいでしょうか。 (運営事業者には市民や収集運搬業者に対する行政的な強制力・権限がなく、未徴収料金の督促等を運営事業者が強制的に行うことは困難であることより、当該業務については行政的な権限を有する貴市にてご対応頂きたいと考えています。)	ご質問の事項については、基本的に本市主体で対応すべき内容との認識ですが、個別の詳細事項は運営マニュアル(受付・計量マニュアル類)策定時に協議、決定するものとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
143	207	第4章	2	(4)	ウ	(オ)				搬入管理	「本市が定期的実施する…運営事業者が主に実施。」とありますが、令和4年11月25日付で発行された「足利市新クリーンセンター整備・運営事業要求水準書（案）に関する質問への回答」のNo. 210にて「エネルギー回収型廃棄物処理施設を中心として考えております。マテリアルリサイクル推進施設への搬入物の状況が良くない場合には搬入検査を実施することも想定されます。」と回答を頂いております。 今回の計画においてもエネルギー回収型廃棄物処理施設の搬入検査を中心とし、必要に応じてマテリアルリサイクル推進施設で搬入検査を実施する場合は、ごみの受入業務に支障が出ないようご配慮頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	208 209	第4章	2	(5)	オ					各種データの計測管理	表4-2 計測項目及び計測頻度の作業環境基準にて、「粉じん（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理諸室）」とありますが、測定場所は事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。貴市が想定している測定場所がございましたらご教示願います。	測定場所は事業者の提案事項としますが、中央制御室（エネ、マテ）、クレーン操作室、運転員控室（エネ、マテ）、計量事務室、本市職員事務室（管理・環境啓発施設）は少なくとも必要と考えています。
145	209	第4章	2	(5)	オ					各種データの計測管理	表4-2 計測項目及び計測頻度において、対象欄に「飛灰、飛灰処理物」と記載されていますが、飛灰は焼却灰の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
146	213	第4章	2	(8)	カ					点検、検査計画書の作成	表4-5 法定点検項目No.9 受配電設備の法定点検については、「本市保安規程」に則り行うとあります。貴市の定める保安規定をご教示願います。	追加添付資料41を参照してください。
147	214	第4章	2	(8)	カ					点検、検査計画書の作成	表4-5 法定点検項目 No.15 重機等にて、「特定自主検査 1月毎、定期自主検査 1年毎」とありますが、労働安全衛生規則 第二編 第一章の二 荷役運搬機械等151条の21項、22項及び24項に基づき、「特定自主検査 1月毎、定期自主検査 1月毎」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	215	第4章	2	(9)	ア					用役の調達及び管理	「また、電気、用水、ガス、電話・通信等…調達及び費用負担等を行うこと（本市使用分を含む）。」とありますが、建設段階に納入した備品以外（例えば、運営期間において貴市にて新たに設置された受信機等）に係る費用については、貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか（一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）p.3 第5条 第13項も同様）。	事業者負担とします。
149	216	第4章	2	(10)	イ					工作機械、測定機器等の管理	「必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。」とありますが、運営事業期間中におけるこれらの使用者及び用途は、運営事業者が本施設の運営に必要な場合のみ使用するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	216	第4章	2	(11)	イ					外構、植栽等の保守管理	「運営事業者は、敷地内全ての外構（別途工事で整備された造成及び雨水調整池等を含む。足利市南部クリーンセンターの跡地整備工事で整備する部分を除く。）、植栽等の保守管理を次に示す通り行う」とありますが、屋外施設の中で保守管理が免除される外構部分について、具体的にご教示願います。	屋外施設（足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する広場、遊歩道、緑地等をいう。）の外構、植栽等の保守管理は第5章 余熱体験施設の運営・維持管理業務の範囲ですので、第4章 運営・維持管理業務の範囲には含まれません。
151	216	第4章	2	(11)	イ	(7)				外構、植栽等の保守管理	「資産価値の維持を図る」とありますが、一般的な経年劣化による資産価値の低下については本項の適用外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
152	218	第4章	2	(11)	オ					除雪	「本地域の積雪は…本施設を常に除雪し、安全に保つ。」とありますが、雪捨て場について貴市が指定し、事業者は貴市の指示に従い対応すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	特段、指示を行う考えはありません。事業者において安定的に施設運営を行う上で必要な処置、場内の安全を確保する上で必要な配慮等を念頭に除雪計画を立ててください。
153	219	第4章	2	(12)	エ					見学者対応及び必要機能の更新	見学者や視察者等を対象として運営事業者が作成する補足資料について、運営事業者が作成し、貴市担当者へデータにて引継ぐものと考えてよろしいでしょうか。	紙資料による配布が必要になる場面も想定してください。
154	220	第4章	2	(13)	ア	(ウ)				運転記録報告	「運転記録関連データは、印刷物としては原則3年以上保存する」とありますが、3Rのうちのリデュースの観点から資源を節約する目的でペーパーレス化を考慮し、必ずしも印刷物として保管しなければならないものではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
155	225	第5章	1	(3)	イ					指定管理者の指定	「対面的対話において再委託の範囲と再委託先について確認するものとし、…」とありますが、入札前にいずれも確定させなければならないのか、ご教示いただけますでしょうか。	確定させる必要はありません。再委託は、指定管理者制度の主旨から逸脱しない範囲で計画することで差し支えありません。
156	225	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	「利用人数：総数2,250人(450人×5回コマ。)450人のうち、1回当たり最大80人利用を想定。」とありますが、学年毎の利用もしくは2学年合同での利用等を想定されているのでしょうか。積算に当たり実施期間におけるトータルの想定実施回数をご教示願います。	1回あたりの利用は学年毎の利用及び複数学年での利用を想定しています。実施回数は40回を想定しています。
157	225	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	「学校授業での利用料金は、免除」とありますが、年度ごとの利用料収入を算出して貴市へ請求する事ができるとの理解でしょうか。	他の市有施設と同様に、市が主催又は共催する事業の実施に関しては利用料を免除とし、清算も行いません。なお、学校授業での利用以外に明確に想定している事業はありませんが、他の市有施設と同等の減免基準を定めることとなり、これらに対する清算も行いません。
158	226	第5章	1	(3)	サ					保険	貴市にて想定されている保険の種類をご教示願います。	運用上必要と考える保険に加入してください。
159	226	第5章	1	(3)	サ					保険	加入する保険の種類等については、貴市様と協議の上決定すると思いますが、事業費に影響すると思料します。運営事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	No.158のとおりです。
160	228	第5章	2	(2)	イ					運営管理業務実施体制	余熱体験施設の総括管理を行う責任者を配置する、とありますが、他業務の責任者との兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業内での業務兼務は差し支えありません。この場合、兼務者が各職の責務を負う事に留意してください。
161	228	第5章	2	(2)	イ					運営管理業務実施体制	常駐必須の責任者は、本項に記載されている「総括管理を行う責任者のみ」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案施設に設置する設備、機器に照らし、法令上規定があるものについてはこの限りではありません。
162	230	第5章	2	(8)	イ					運営管理業務実施体制	総括管理を行う責任者を除く必要な業務責任者等は事業者提案、との理解でよろしいでしょうか。	No.161のとおりです。
163	230	第5章	2	(8)	イ					運営管理業務実施体制	当該業務責任者及び、業務責任者を補佐する者は他業務の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	兼務として差し支えありません。労働基準法等を遵守し、業務に支障がでないよう留意してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
164	233	第5章	2	(8)	キ	(ウ)	d			料金徴収	学校授業でのプールの利用料金は、利用児童・生徒数に応じて計算した上で、年度ごとの利用料収入を算出するとありますが、P225では学校授業での利用料金は、免除とするとあります。いずれかご教示いただけますでしょうか。	「学校授業での利用料金は、免除とする」が正となります。ただし、庶務業務の利用統計資料として、学校授業でのプールの利用における児童・生徒数などを算出、整理してください。
165	233	第5章	2	(8)	ケ	(7)				ホームページの開設及び管理運営	サーバーの管理について委託も可、とありますが、委託を選択する場合には事業終了後にも次期事業者が継続して契約し、使用できる状態で引き継ぐ、との理解でよろしいでしょうか。	経済性に配慮した上で、認めることとします。
166	236	第5章	2	(10)	イ	(ウ)	a		i) ii)	管理責任者 衛生管理者	管理責任者、並びに衛生管理者については、総括管理を行う責任者をはじめ、他の責任者や担当者が兼任することで可、との理解でよろしいでしょうか。	施設の適切な運営が可能となる実施体制を構築する前提で、兼任を可とします。
167	237	第5章	2	(10)	イ	(ウ)	f			健康浴施設監視業務	保護者1名につき、幼児及び小学校低学年のお子様は〇名まで入館可能等の制限はありますでしょうか。	市としての制限はありません。事業者において適切に設定してください。
168	241	第5章	2	(12)	ウ					外構施設の維持管理	ここでいう外構施設とは、足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する屋外施設と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
169	244	第5章	3	(1)						事業期間終了時の機能検査	第三者による機能検査は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者が、事業者負担で第三者機関による機能検査を実施してください。
170	添付資料01									全体事業の流れ	調整池は本事業の建設工事完了時点より供用開始するものとし、建設工事期間中は適切な養生及び復旧を行うことを前提として、資機材置場等の工事用地として使用してもよろしいでしょうか。	No. 52のとおりです。
171	添付資料04									盛土平面図	「添付資料04 盛土計画図」が本工事での敷地引渡し時の状況をご提示いただいているものと理解していますが、敷地南側の市道野田町10号線の道路拡幅工事が未反映であるように見受けられます。現状ご提示いただいている盛土平面図では、敷地境界線と拡幅後の道路境界線との関係及び、貴市が施工する雨水調整池及び側溝範囲、擁壁敷設状況、レベル、工事所掌が確認できないため、道路拡幅工事完了を反映した、敷地引渡し時の図面（平面図、縦横断面図、排水計画図、構造図等）をご提供いただけないでしょうか。	追加添付資料42を参照してください。
172	添付資料04									敷地周辺設備排水	流出施設①、②、放流施設がありますが、この施設は貴市側工事範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	添付資料05									東電鉄塔補強工事について	本内容は令和4年12月作成の見積額となっておりますが、金額が確定した段階で増減が発生した場合は貴市と協議のうえ別途精算という理解でよろしいでしょうか。	No. 15のとおりです。
174	添付資料06									残置杭	農業研修センター解体工事における残置杭について、敷地に対する位置および建屋通り芯間寸法がわかる図面のご提示いただけますでしょうか。	No. 20のとおりです。
175	添付資料06									農業研修センター解体工事における残置杭	施工計画に必要なため、残置杭の杭サイズをご教示願います。	No. 20のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
176	添付資料09									インフラの取合い点	園芸施設への熱供給の新たな取合い点と、既存の取合い点を結ぶ仮設管については、足利市南部クリーンセンターへの車両動線等に影響のない範囲において、地上表しの露出配管としてもよろしいでしょうか。	足利市南部クリーンセンターへの車両動線等に影響のない範囲に限り可とします。
177	添付資料12									井水	井水採取量の制限はないという理解でよろしいでしょうか。	添付資料12の揚水可能性を参考に、事業者にて設定してください。 なお、同資料の既存井戸については、工事完了後、市施工の造成工事の過程において、井戸内部に土砂が充填されたため（鋼管は存置）、同箇所取水する際には、井戸内の土砂撤去を含めて費用計上してください。
178	添付資料15									エネルギー回収型廃棄物処理施設の年度別処理対象量（災害廃棄物を除く）	p. 2に示されている新リサイクル施設可燃性残さ（令和10年度は592t/年）について、同資料p. 4に示されているマテリアルリサイクル推進施設の年度別処理内訳（ストックヤードを除く）のうち、びん類の処理残さ量121t/年、ペットボトルの処理残さ21t/年、プラスチック製容器包装の処理残さ446t/年の合計は588t/年となり、592t/年に合致しません。その他残さのどの組合せでも592t/年に合致しないため、どのごみの残さの合計量であるのか、ご教示ください。	処理残さのうち可燃系残さに回収された排出袋を加えた量になります。可燃系残さ量は、一般廃棄物処理基本計画において一括で算出されているため、処理系統別には設定されていません。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	5	第3章	2	(2)	①					提案書の技術審査に関する得点化方法	定量評価項目について、「ただし、定量評価を行う審査項目（以下「定量評価項目」という。）は、表3に示す算定式による得点を付与する。」とありますが、実際に記載されている表3は「表3 提案書の技術審査において審査する視点」であり、定量評価項目の算定式ではありません。定量評価項目の算定式をお示しください。 また、どの審査項目が定量評価項目であるか、ご教示ください。	項目No.26が定量評価項目となり、表中に算定式を示しています。
2	6	第3章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	定量化限度額については公表されますでしょうか。 また、公表時期についてご教示願います。	非公表とします。
3	6	第2章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	定量化限度額の公表時期をご教示いただけますでしょうか。	No.2のとおりです。
4	6	第2章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	設計・建設業務に係る定量化限度額と運営・維持管理業務に係る定量化限度額のそれぞれの予定価格に対する定量化限度額の割合は同じと理解してよろしいでしょうか。	No.2のとおりです。
5	6	第3章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	定量化限度額は「入札価格（設計・建設業務に係る対価）」および「入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）」にそれぞれ設定されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	6	第3章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	【入札価格（設計・建設業務に係る対価）の得点算定式】の入札価格とは、「一般廃棄物処理施設設計・建設業務に係る対価」と「余熱体験施設設計・建設に係る対価」の合計額であり、様式第14号 入札書【入札価格の内訳】「設計・建設業務に係る対価」と一致するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	第3章	4	(1)						入札価格に関する得点化方法	【入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）の得点算定式】の入札価格とは、「一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務金額」と「余熱体験施設の運営・維持管理業務金額」の合計額であり、「様式第14号 入札書【入札価格の内訳】「一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務に係る対価の金額」と「余熱体験施設運営・維持管理業務に係る対価の金額」の合計額と一致するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	7	第4章								表3 (1/2) 2 (2)	「2 一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項 (2) ア エネルギーの有効活用」の審査の視点に、「場内利用及び余熱体験施設（園芸施設含む）への熱供給を最大化するための優れた提案がなされているか。」とありますが、本項目は熱供給量の定量評価ではなく、場内及び余熱体験施設（園芸施設含む）で必要な熱をまかなうために、ごみの焼却熱を最大限回収する工夫が評価される（定性評価）との理解でよろしいでしょうか。	定性評価項目となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
9	7	第4章								表3 (1/2) 2 (2)	「2 一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項 (2) ア エネルギーの有効活用」の審査の視点に、「場内利用及び余熱体験施設（園芸施設含む）への熱供給を最大化するための優れた提案がなされているか。」とありますが、以下のように供給先の熱量を増大させる提案は、本項目の趣旨とは異なり、評価されないとの理解でよろしいでしょうか。 ①余熱体験施設の営業日数を増加する ②余熱体験施設の各設備（プール、風呂）の規模を大きくする等で、熱利用量を増大する	一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務における熱供給を最大化するための提案としてください。
10	7	第4章								表3 (1/2) 2 (2) イ	環境負荷低減・脱炭素化の審査の視点で、「燃焼ガスの二酸化炭素排出量を最小化するための優れた提案」とありますが、様式第16号-2-2(別紙1)では施設からの二酸化炭素排出量を算出することになっています。燃焼ガスのみではなく施設からの二酸化炭素排出量を最小化するための提案も評価されるという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	8	第4章								表3 (2/2) 3 (1)	「3 余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する事項 (1) 施設計画 ア 配置導線計画」の審査の視点に、「時代のニーズに対応」とありますが、貴市ではどのような想定をされておりますでしょうか。	社会情勢に配慮するとともに、将来にわたり魅力的な施設となるような提案を期待しています。

4 様式集に対する質問への回答

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
1	第3号	[1/4]				企業グループ名	企業グループ名は、何を記入すればよろしいでしょうか。	入札参加事業者が分かるグループ名としてください。落札者の公表や審査講評等でも使用しますので、その点ご考慮ください。
2	3号	[2/4]	6			構成企業	代表企業以外の市外業者の構成員および協力企業は、「様式第8号 委任状（代理人）」を提出することで、「様式第8号 委任状（代理人）2. 委任事項」に記載の事項について、代理人にて手続きができるという理解でよろしいでしょうか。	代表企業以外の市外業者の構成員および協力企業は、「様式第7号」を提出することで、代表企業へ「2. 委任事項」について権限を委任してください。
3	3号					参加表明書	「本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件」について「少なくとも1者はすべての要件を満たすこと」との要件がありますが、提出する下記の書類はすべてを満たす1者の提出のみでよろしいでしょうか。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を証明する書類 ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する書類 ・参加表明書の提出期限日において、市外業者は足利市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1000点以上であることを証明する書類 ・ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成14年度以降に竣工し、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有することを照明する書類（様式第9号-1）	すべてを満たす1者は、左記の書類の提出が必要です。なお、本事業に参加する他の企業については、該当する参加条件を証明するために必要な書類を各々提出してください。
4	3号					添付書類	協力企業（下請）は <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 使用印鑑届 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 貸借対照表及び損益計算書の写し を提出するという認識でよろしいでしょうか。	左記の書類の提出に加え、該当する参加条件を証明するために必要な書類を各々提出してください。
5	3号	[4/4]	7	足利市新クリーンセンターのプラント設備の設計・建設を行う者		清掃施設工事特定建設業の許可を受けていることを証明する書類	現時点で監理技術者を特定できない場合、複数人を候補者としてご提出し、契約時まで専任で配置できる監理技術者を選任するという理解でよろしいでしょうか。 また、様式第9号-8「配置予定者の資格及び業務経験」における配置予定者についても、同様の理解でよろしいでしょうか。	止むを得ない状況下に限り、複数人の人選を可とします。契約時まで決定してください。その場合、証明書類は入札説明書等の記載に基づき、候補者全員分の資料を添付してください。監理技術者は建設工事請負契約を締結する建設事業者から配置するものとします。
6	3号	[4/4]	7			参加表明書 添付書類	納税証明書はe-TAX等の電子データをプリントアウトしたもので可との理解でよろしいでしょうか。	e-TAX等によるプリントアウトで資料を提出する際は、電子証明書等のデータもあわせて事務局宛てにメールしてください。
7	4号-1					構成員及び協力企業一覧表	様式第4号-1 構成員及び協力企業一覧表において協力企業（下請）をどの担当業務部分に記載すればよろしいでしょうか。	該当する業務部分に記載してください。 運営・維持管理業務の協力企業については、欄を増やし、「協力企業」を「協力企業」として○を付けてください。

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
8	5号					予定する建設事業者の構成	特定建設工事共同企業体協定書について、「乙型の場合は任意の書式とするが、記載内容は様式第6号に準じること」とありますが、貴市の要件を満たす内容との齟齬を避けるため、乙型の協定書をご提示いただけないでしょうか。	乙型の協定書様式はありません。記載内容は様式第6号に準じ、国土交通省の特定建設工事共同企業体協定書（乙）をベースに、一般的な乙型協定書を作成して提出ください。
9	5号					予定する建設事業者の構成	「なお、特定建設工事共同企業体出資比率及び分担は必ず記載の上で提出すること。」とありますが、乙型で特定建設工事共同企業体を組成する場合は、分担施工方式となりますので、出資比率の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第6号					予定する建設事業者の構成	「なお、特定建設工事共同企業体出資比率及び分担は必ず記載の上で提出すること」とありますが、乙型はJV構成員毎に業務を分担するため、国土交通省が推奨する乙型書式においても分担業務のみの記載となっており、出資比率の記載は不可能となっています。以上から、乙型の特定建設工事共同企業体協定書については、分担業務のみの記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	6号					特定建設工事共同企業体協定書(甲型)	第8条(構成員の出資の割合)において、出資比率は提案内容に関連しますので、落札者の決定及び公表から特定事業仮契約締結までの間に提出とすることをご検討いただけませんかでしょうか。	参加資格審査申請に間に合わない場合は、入札提出書類の提出期限までに提出することを可とします。参加資格申請時におおよその提出時期を事務局に連絡してください。
12	第8号					委任状(代理人)	本委任状(様式第8号)において、代表企業代表者は代表企業における契約者(足利市の入札参加資格者名簿にて登録)を、代理人は担当者名を記載することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	9号-5 9号-6 9号-7					運転管理実績	入札説明書p10にて一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件では「運営・維持管理業務実績」とありますが、一方で様式では「運転管理業務実績」となっていますが、運転会社の実績を提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、運転だけでなく、施設の維持管理業務も含まれる実績としてください。
14	9号-5					「入札説明書 第3章 2(2)①ア(7)」に規定する焼却施設の運転管理業務実績	焼却施設の運転管理業務実績(様式第9号-6、様式第9号-7、様式第9号-8も同様)について、以下の事項をご教示願います。 ①「当該業務を受託していることが確認できる書類(契約書の写し等)」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにて提出してもよろしいでしょうか。 ②「施設の概要が分かる書類」については、施設のパンフレット提出で足りるものと理解してよろしいでしょうか。	①、②ともにお見込みのとおりです。
15	16号-2-2					【環境負荷低減・脱炭素化】 二酸化炭素排出量の削減	外気温条件は、「添付資料30 過去10年間の月別時間別平均気温」と同様に、過去10年間の「地域気象観測所：佐野」における気温から算出した月平均気温である1月3℃、2月5℃、3月9℃、4月13℃、5月19℃、6月22℃、7月26℃、8月28℃、9月23℃、10月17℃、11月11℃、12月6℃で提出するという理解でよろしいでしょうか。	「1 入札説明書に対する質問への回答」のNo. 34のとおりです。
16	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	入札説明書 p.27 第6章 3(7)②ア(7)c(b)において、「なお、年間電力量の算定については、ごみ質を基準ごみとし、2炉運転、1炉運転、全炉停止日数の設定及び季節別外気温の設定については提案とするが、年間を通じて安定したごみ処理を行うことを前提とすること。」とありますが、本項目の年間稼働日数は固定値となっております。本数値については、様式間での整合性、並びに事業者の提案内容に合わせ、提案数値を記載する形に変更頂けませんでしょうか。	1炉当たりの年間平均稼働日数を記載してください。

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
17	16号-2-2 (別紙1、2)					二酸化炭素排出量	入力する燃料、電力、熱供給、電力供給は入札説明書P.27に記載の以下条件で算出するという理解でよろしいでしょうか。 ごみ質：基準ごみ 2炉運転、1炉運転、全炉停止日数：事業者の提案 外気温：過去10か月の月別時間別平均気温 園芸施設、余熱体験施設への熱供給：あり	お見込みのとおりです。
18	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	熱供給および電力供給について、エネルギー回収型廃棄物処理施設から余熱体験施設への熱・電力供給を行う場合は、余熱体験施設の項目を追加してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	16号-2-2 (別紙1、2)					二酸化炭素排出量	園芸施設および余熱体験施設への熱供給量入力欄がありませんが、行数を増やして、入力するという理解でよろしいでしょうか。	No.18のとおりです。
20	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	燃料について、小動物等の処理に専焼炉を設置する場合は、動物処理に伴う燃料使用量も含めるという理解でよろしいでしょうか。 また、余熱体験施設側に別途予備ボイラを設ける場合は、余熱体験施設側の予備ボイラでの燃料使用量も含めるという理解でよろしいでしょうか。	施設整備については、経済性があることを基本方針としています。経済性に優れる場合のみ提案できることとしており、経済性に劣る場合はこれを認めません。燃料使用量は、お見込みのとおりです。
21	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	「※2 焼却施設単体（管理棟、計量棟、外構等を含む）の計算とすること。」とありますが、管理棟は余熱体験施設と合棟であるため、管理棟のみの所要電力等を算出することは難しいです。 そのため、管理棟については除外した数値を記載してもよろしいでしょうか。	様式集のとおりとします。なお、ここでの管理棟は、管理・環境啓発施設と読み替えてください。
22	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	※2 焼却施設単体（管理棟、計量棟、外構等を含む）の計算とすること。とありますが、エネルギー回収施設のみの二酸化炭素排出量を記載すればよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設単体（管理棟、計量棟、外構等を含む）の二酸化炭素排出量を記載してください。
23	16号-2-2 (別紙1)					二酸化炭素排出量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	「※2 焼却施設単体（管理棟、計量棟、外構等を含む）の計算とすること。」とありますが、管理棟には環境啓発施設も含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	第16号-2-2 (別紙2)					二酸化炭素排出量（施設全体（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設））	「※2 施設全体（管理棟、計量棟、外構等を含む）の計算とすること。」とありますが、施設全体としては余熱体験・管理・環境啓発施設全体での所要電力等を加味する必要があります。 そのため、余熱体験・管理・環境啓発施設も含めた数値を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	16号-2-2 (別紙2)					二酸化炭素排出量（施設全体（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設））	※2 施設全体（管理棟、計量棟、外構等、及びマテリアルリサイクル推進施設を含む）の計算とすること。とありますが、管理・環境啓発施設、余熱体験施設を含む値との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	16号-4-1					【最終処分量の削減と効率的なリサイクル】 最終処分量の削減と効率的なリサイクル	資源化量、資源化率を提示する表がありますが、提示する数値は、様式第16号-4-1（別紙1）にて算出される数値と整合を取るという理解でよろしいでしょうか。 また、基準ごみ時の値を提示するという理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
27	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	「資源化率＝(エネルギー回収型廃棄物処理施設の資源化量＋マテリアルリサイクル推進施設の資源化量)÷本施設処理量」となっていますが、様式第16号-4-1を正として「資源化率＝マテリアルリサイクル推進施設の資源化量÷マテリアルリサイクル推進施設処理量」という理解でよろしいでしょうか。	「資源化率＝(エネルギー回収型廃棄物処理施設の資源化量＋マテリアルリサイクル推進施設の資源化量)÷本施設処理量」としてください。なお、様式集(Word版)に記載がある「マテリアルリサイクル推進施設の資源化量」、「マテリアルリサイクル推進施設処理量(t)」は、それぞれ「エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の資源化量」、「エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設処理量(t)」とし、様式集(Excel版)と値の整合を図ってください。
28	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出量に記載の処理困難物について、定義をお示しいただけますでしょうか。	足利市ホームページに記載の「ごみの分け方、出し方(市では、回収・処理できないごみ)」を参照してください。
29	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	「磁性物」および「アルミ」、「処理不適物」、「処理困難物」の発生量は、地域によって大きく異なり、事業者での予測が困難です。評価の公平性を担保するため、上記項目については、発生量を指定頂けませんでしょうか。あるいは、実績数値を示していただけませんか。	磁性物の回収は提案とします。現在は磁性物の回収を行っていないため、添付資料18のP2に示したごみ実調査データから想定してください。
30	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出量に記載の磁性物・アルミ・処理不適物・処理困難物については、それぞれごみ中の含有割合が提示されておりませんので、搬出量を算出することができません。磁性物・アルミ・処理不適物・処理困難物を合わせた搬出量を記載させていただいてもよろしいでしょうか。	No. 29のとおりです。
31	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出量に記載の磁性物・アルミ・処理不適物・処理困難物について、それぞれ分けて搬出するという理解でよろしいでしょうか。	No. 29のとおりです。
32	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	「燃やせないごみ・資源物A(金属類)」の搬入量には、袋の重量が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	「可燃性残さ(エネルギー回収型廃棄物処理施設処理分)」とありますが、これは、要求水準書 p.17 第3章 1(2)イの表3-1に記載がある、新リサイクル施設可燃性残さのことであるとの理解でよろしいでしょうか。また、この可燃性残さの量を記入する欄が存在しますが、要求水準書 p.17 第3章 1(2)イの表3-1に記載のある通り、592t/年を入力すると理解してよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
34	16号-4-1 (別紙1)					年間物質収支	マテリアルリサイクル推進施設から搬出される品目として、「蛍光管」「乾電池」「小型充電電池等」「スプレー缶・ライター」「鏡」がありますが、これらは資源化量に含まず、項目も追加しないという理解でよろしいでしょうか。	資源に含まれます。項目を追加してください。
35	16号-6-2 (別紙1)					E-IRR	令和9年度に一括で出資し令和29年度末に一括で会社を清算する想定で算定してよろしいでしょうか。また全ての年度が空欄となっていますが、何を入力する想定をされていますでしょうか。記入方法を例示頂きたいいたします。	出資のタイミングについては特に指定はありません。清算は令和29年度末としてください。各年度の入力項目は、B～E列のとおりです。

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
36	16号-6-2 (別紙4)	2				破砕残さ	「破砕残さは、入札参加者の提案」によると記載がございますが、計画ごみ質は新リサイクル施設可燃性残さの量によらず、要求水準書P.18 表3-2(1)および表3-2(2)の通りという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	18号-1-1					地域経済への配慮	発注業務に対して業務実態のない企業に発注するなど、発注金額の嵩上げだけを目的とした発注については、地域貢献金額に計上できないものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 公正な入札環境を保つため、良識的な提案を行ってください。
38	18号-1-1					地域経済への配慮	本表においては、市内企業への発注が対象であり、協賛金や企業版ふるさと納税等は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	18号-1-1					地域経済への配慮	「※1市内企業は、足利市内に本社または本店を有する企業とする。」とあることから、地域貢献金額に計上されるものは足利市内に本社または本店を有する企業への発注のみで、足利市内に工場や支店のある企業への発注は対象外と認識しています。地域貢献金額の算出にあたってはその理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	18号-1-1					地域経済への配慮	特定建設工事共同企業体として乙型JVを組成した場合において、乙型JV内の建築担当が甲型JVを結成した場合、甲型JVから発注する地域貢献金額の加算対象の考え方は、「図2 地域貢献金額の加算対象の範囲（共同施工方式：甲型JVの場合）」に則るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 例示した図を参考に二重計上とならないよう、提案してください。
41	18号-1-1 (別紙1)	1				市内企業に係る貢献金額	同様式の「2. 地元雇用に係る貢献金額」の注記に、『※3「1. 市内企業に係る貢献金額」に含まれる人件費等は「2. 地元雇用に係る貢献金額」に計上しないこと。』との記載があることから、地元貢献金額として計上される費用は市内企業への発注額が対象であり、その市内企業内で当該業務に従事する人員の給与等は該当しないものとの理解でよろしいでしょうか。	「1 市内企業に係る貢献金額」の発注額には、当該企業雇用人に対する賃金が含まれます。二重計上は認められません。 「2. 地元雇用に係る貢献金額」は、SPCが足利市民に直接支払う分のみ計上してください。
42	18号-1-1 (別紙1)	2	①			地元雇用に係る貢献金額	職種（雇用形態）とありますが、雇用形態についてどのような記載をすれば良いか、例示していただけないでしょうか。	（ ）内は正社員、契約社員、パートタイム労働者、派遣労働者等の形態を記載してください。なお、職種についても焼却運転班長、焼却運転員、焼却整備員、リサ分別作業等ご記入ください。
43	18号-1-1 (別紙1)	2				地元雇用に係る貢献金額	「賃金（平均年収）」とは、会社負担分の社会保険料等を除く労働者本人への支給額を指すものと理解してよろしいでしょうか。	税金（所得税や住民税など）や保険料（健康保険料、厚生年金保険料など）が差し引かれる前の年間の総支給額としてください。
44	18号-1-1 (別紙1)	2				地元雇用に係る貢献金額	『※3「1. 市内企業に係る貢献金額」に含まれる人件費等は「2. 地元雇用に係る貢献金額」に計上しないこと。』とありますが、本記載での「人件費等」とは「1. 市内企業に係る貢献金額 ③運営期間中の地元企業の活用（市内企業への発注）」欄における修繕工事や施設清掃業務、植栽管理業務等に含まれる、人件費という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「2. 地元雇用に係る貢献金額」は、SPCが足利市民に直接支払う分のみ計上してください。

No	様式番号	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
45	提案図書概要書作成要領						<p>一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の概要版について、「それぞれ日本工業規格「A3版」横・横書き・1枚（両面印刷）」とありますが、それぞれについてA3片面のみ（1ページ分）を作成し、両面印刷を行い1枚にするという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、両面印刷の際、短辺綴じとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>それぞれについてA3両面（2ページ分）作成してください。印刷は短辺綴じで差し支えありません。</p>

5 基本協定書（案）に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5	項目名	質問の内容	回 答
1	5	第9条	3	(1)						秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件となっておりますが、法令上守秘義務を負う第三者については、実務上の合理性を考慮して、事前通知なく開示できる条件としていただけないでしょうか。	事前の通知が必要です。

6 基本契約書（案）に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	6	第16条	2							(運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証)	「保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の10分の1」という上限は累積での上限を指し、また、「運営・維持管理業務委託料（保証債務の履行請求のあった日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営・維持管理業務委託料）」というのは、年度ごとの上限を指していると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
2	8	第23条	3	(1)						(秘密保持)	弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件になっておりますが、法令上守秘義務を負う第三者については、実務上の合理性を考慮して、事前通知なく開示できる条件としていただけないでしょうか。	事前の通知が必要です。

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	1										余熱体験施設の設計会社が特定建設工事共同企業体に属し、建設工事請負契約を締結する場合、通常、契約書内にて当該企業の分担が明記されます。その為、本事業においても建設工事請負契約書の中で、企業の分担として「余熱体験施設の設計」と明記することとさせていただけないでしょうか。もしくは、その点についての契約書上の記載は別途協議とさせていただけないでしょうか。	契約協議時に記載方法を決定します。
2										契約書本文	「7 解体工事に要する費用等」とありますが、「農業研修センター等解体工事」及び「足利市南部クリーンセンターの解体工事」のいずれも貴市様所掌であると理解しております。どのような解体工事にかかる費用かご教示いただけますでしょうか。	残置杭等があり、これを取り除く場合を想定しています。
3	4	第5条の2	2							著作権の譲渡等	貴市様が実際に公表や譲渡等をするような場合には、事前に協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	この条文は著作権に関する事項です。秘密保持等に関する事項は、第65条（秘密保持）を参照してください。
4	6	第10条	1							現場代理人及び主任技術者等	「受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない」とありますが、技術者等は建設業法に従い配置することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	第11条の2								業務実施状況のモニタリング	第3条第5項により、「工程表及内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない」とあり、かつ、結果的に納期遅延となる場合については第57条第1項第1号に定めがありますので、工程遅延に関し本項は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	工程遅延に関しても本条文は適用されます。受注者が自らの責任と費用において改善を行うことと、発注者の損害賠償請求は別です。
6	7	第11条の2								業務実施状況のモニタリング	契約不適合については第45条等の定めに従って処理され、本条は適用されないと考えてよいでしょうか。	契約不適合についても本条文は適用されます。受注者が自らの責任と費用において改善を行うことと、契約不適合による減額は別です。
7	7	第11条の2								業務実施状況のモニタリング	本条による減額による減額幅の算定基準は、発注者が被った損害を基準に検討され、協議のうえ決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	違約金、賠償金等は、本約款に記載のとおりです。必ずしも発注者が被った損害が基準ではありません。
8	7	第11条の2	5							業務実施状況のモニタリング	第2項の指示の段階で本項が適用されるのは、受注者が合理的な理由なく改善を拒否した場合などに限られるとの理解でよろしいでしょうか。	「受注者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合」です。
9	11	第19条	1							設計図書の変更	「受注者は、当該請求を受領した日から14日以内に、…」とありますが、国交省の「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）」では、見積の期間について、「工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上」の見積期間を与えるよう規定され、かつ、「追加工事等に伴う見積依頼においても同様に適用される」とあります。受注者から発注者への通知期間について、適切かつ長期間のご設定をいただけますでしょうか。	契約協議時に協議します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
10	12	第19条	3 6							設計図書の変更	受注者としては設計変更の指示については、その根拠の如何を問わず、自らの責に帰さないものについて費用負担しなければならぬ条件は合理性に欠けるものであると考えられます。実際に不可抗力に起因して設計変更が必要となる場合、その内容については事前に協議させて頂き、可能な限り費用の発生のない方案を検討することで対応いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	費用負担については第19条第3項のとおりです。
11	13	第23条	3							発注者の請求による工期の短縮等	「『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）』によりますと、受注者の責に帰さない工期変更につき必要な増額を行わなかった場合には建設業法第19条の3に違反するおそれがあるとされております。そのため、但し書きについては、「受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	原文のままとします。契約協議時の協議には応じます。
12	22	第45条の2	2 4							性能保証責任	第2項および第4項による保証は、基本契約書(案)第16条の保証に関する上限が適用されると考えてよろしいでしょうか。	基本契約書(案)第16条は「運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証」です。建設事業者の性能保証ではありません。
13	22	第45条の2								性能保証責任	性能維持のための日々の修繕を含む維持管理はSPCの範囲であり、本項における受注者の責任は、SPCが必要な補修等につき自らの責任を果たさない場合に限り適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	26	第56条	3 8							解除に伴う措置	「解除が第46条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、…」とありますが、第55条も解除規定に掛かる条項と思料致します。つきましては、第55条も本項に追加していただけますでしょうか。	原文のままとします。契約協議時の協議には応じます。
15	27	第57条	5							発注者の損害賠償請求等	本項の内容は、同条第1項第1号にかかる損害賠償請求について具体的に定めたものと理解してよろしいでしょうか。	同条第1項第1号の場合、第5項の遅延日数に応じた賠償金と、発注者に生じた損害賠償の請求となります。
16	28	第59条	4							契約不適合責任期間等	現行民法においては、契約適合責任期間は消滅時効として扱われることとなっておりますが、本項は民法上の消滅時効の規定に反する場合にまで適用する意図はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	30	第65条	3	(1)						秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件となっておりますが、法令上守秘義務を負う第三者については、実務上の合理性を考慮して、事前通知なく開示できる条件としていただけないでしょうか。	事前の通知が必要です。

8 一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1		別紙内訳書								1 エネルギー回収型廃棄物処理施設	管理・環境啓発施設に係る固定費の明記箇所がありませんが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の固定費用に含んで記入するものと理解してよろしいでしょうか。	様式第14号(別紙2)「※5管理・環境啓発施設の運営・維持管理業務委託料は、①または②に含めること。」のとおりとしてください。
2	5	第15条								車両・重機等	「運営・維持管理業務の実施に必要な車両、重機等については、受託者が、受託者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両、重機等に係る維持管理費用等は、受託者の負担とする。」とありますが、建設事業者にて用意しても構いませんか。	建設事業者にて用意することも可とします。維持管理は運営事業者が行ってください。
3	15	第53条	3	(1)						法令変更	貴市から事業者を支払われる事業費に賦課される消費税及び地方消費税は、最新の税率で計算された金額が税別の事業費に合計されて支払われるという理解でよろしいでしょうか(余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案) p.7 第38条の2 第2項第1号も同様)。	お見込みのとおりです。支払時の税率となります。
4	16	第56条								不可抗力による一部の業務遂行の免除	「…受託者は定める当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れる」とありますが、誤記ではないでしょうか。また誤記でない場合、この場合の定めるとは何を指しているのかご教示いただけますでしょうか。	「前条第2項の規定に基づく協議の結果」定める当該不能となった限度です。
5	16	第56条								不可抗力による一部の業務遂行の免除	第41条により、不可抗力による設備補修費を設備所有者でない受注者が一定額まで受注者負担としていることを考慮した場合、本条は適用前に協議がなされ、一定額までは減額がなされないと考えてよろしいでしょうか。	委託者は、受託者との協議の上、その意見を聴いて受託者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を運営・維持管理業務委託料から減額することができます。
6	17	第58条	3							本事業終了時の明け渡し条件	「受託者は、この契約の規定に従い…実施しなければならない。」とありますが、要求水準書 p.213 第4章 2 (8) カ の表 4-5 No.1にて精密機能検査の実施期間が3年毎と記載があります。運営開始時より起算すると、本契約において最後の精密機能検査は18年目と思料致しますが、本条文における「第三者機関による機能検査」は18年目実施の機能検査で満たされるものと理解してよろしいでしょうか。もし貴市が想定されている精密機能検査の実施時期がございましたら、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、ご教示願います。	本条文における「第三者機関による機能検査」は、要求水準書P221 第4章3 (1) 記載のとおり、事業期間最終年度に実施してください。なお、運営・維持管理期間中の精密機能検査の実施頻度は、要求水準書P214 第4章1 (8) ク (7) 記載のとおり、3年に1回以上としており、こちらを正としてください。
7	17	第58条	5							本事業終了時の明け渡し条件	「要求水準書の未達が発生した場合」とは、第2項に記載のある「要求水準書に定める運営・維持管理期間終了時の状態」を満足しない場合と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	18	第61条								賠償の予定	「受託者が基本契約第8条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当したとき」とありますが、基本契約第8条第4項第1号又は第2号の誤りではないでしょうか。また、「ただし、同条第3項第1号に該当した場合であって、」という箇所も、同上第4項第1号の誤りではないでしょうか。	「受託者が基本契約第8条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当したとき」は、「受託者が基本契約第8条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当したとき」を正とします。また、「ただし、同条第3項第1号に該当した場合であって、」は、「ただし、同条第4項第1号に該当した場合であって、」を正とします。
9	20	第67条	2							所有権	「委託者は、受託者に対し、受託者による本業務の遂行のために必要な限度で、本施設を運営・維持管理期間中無償で使用させる。」とありますが、要求水準書 p.10 第3章 1 (1) e に記載のある運転員駐車場についても無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
10	20	第68条								第三者への賠償	「本業務の遂行に関して、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、第69条の規定によって損害が保険金で賄われる場合は、この限りでない。」とありますが、園芸施設に損害が生じた場合、足利市様と園芸施設様との間の契約内容に沿って賠償することになると想定しております。足利市様と園芸施設様との間の損害賠償に関する契約内容を開示いただけますでしょうか。	園芸施設運営事業者との契約内容にかかわらず、本市への賠償を行っていただくことになります。契約内容の開示は考えておりません。
11	22	第75条	1							経営状況の報告等	「各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で委託者に提出」とは、入札説明書 p.44 別紙3 4 (2) に記載の「8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する」改定のための確認作業のことと理解してよろしいでしょうか。	SPCの経営状況の確認が目的ですので、維持管理業務の対価の改定確認作業とは別になります。

9 余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案) に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	7	第40条	2							不可抗力による業務実施の一部免除	「乙が不可抗力により管理業務の一部を実施できなかった場合…乙が当該管理業務を実施できなかったことにより免れた費用分を管理料から減額することができる。」とありますが、営業損失は必ず発生しますので、この分を見込んでいただきますようお願いいたします。	協議には応じます。